（資料番号 2）

令和 6 年度経済産業省デジタルプラットフォーム構築事業

（地域経済分析システムのシステム運用・保守業務）

調達仕様書

令和 5 年 11 月

経済産業省地域経済産業グループ地域経済産業調査室

目次

1. プロジェクトの背景と目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P3
2. プロジェクトの概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P4
3. 事業内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P7
4. 機能要件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P18
5. 非機能要件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P19
6. 共通機能要件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P26
7. テスト要件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P31
8. 体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P32
9. 情報セキュリティに関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P36
10. その他の事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P42
11. 主なスケジュール・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P45
12. 事業実施期間（契約期間）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P45
13. 納品物・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P45
14. 入札参加資格に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P50
15. 入札に係る資料の閲覧について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P50
16. 不開示情報の取扱いについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P52

1.プロジェクトの背景と目的

1.1 背景・目的

- 我が国の経済発展に向け、地域経済の活性化は非常に重要な課題である。この課題解決のためには、地域経済の現状を把握し、そこから得られた地域特性に応じた施策の立案及び適切な執行が欠かせない。上記の問題意識の下、産業構造、ヒト・モノ・カネの流れなど地域経済の実態を把握するためのツールとして平成 27 年 4 月より「地域経済分析システム（RESAS）（以下「本システム」という。）を運用している。
- 本システムは令和 5 年 10 月現在、86 のメニューより地域経済にかかわる様々なビッグデータを可視化しており、主に地方自治体における政策立案等の用途を中心に利用されている。それと同時に、地方自治体以外のユーザー層も拡大しつつあり、多様なニーズが生まれている。引き続き、地方自治体からのニーズを充足しつつ、地方自治体以外のユーザーへのニーズへも的確に応えていくために、新たな機能やユーザーインターフェースの向上等を実現するシステムのアーキテクチャの改革を検討、実行する必要がある。
- また、政府のデジタル・ガバメント推進方針（平成 29 年 5 月 30 日）も踏まえつつ、行政コストの更なる省力化に加え、利用者の利便性向上に対応するべく、本システムのデータを常に最新の状況に保ち、データ更新の一層の迅速化を図り、地方自治体のみならず経済産業省（以下「当省」という。）をはじめとする中央省庁において効果的かつ効率的な政策立案を推進していく上で必要なシステム改修を行っていくことが必要である。
- デジタル田園都市国家構想総合戦略（令和 4 年 12 月 23 日）では RESAS について次のように言及されている。

  - RESAS により、地域経済に関する様々なオープンデータを地図やグラフ等で分かりやすく可視化して提供するなど、データ利活用の支援活動を行う。これにより、地方において、それぞれの地域の実情や個性を生かしながら、デジタル実装を進め、地方の社会課題解決や魅力向上を図っていく構想の実現に向けた課題の見える化を推進し、取組の PDCA サイクルを回すことを通じて、エビデンスに基づいた地方公共団体の政策の企画立案（EBPM）や地域企業の経営判断、課題解決を推進する。
  - 地方公共団体や地域企業等のニーズを踏まえ、RESAS 等において、データの拡充や、API 連携による外部データの活用、描画速度の向上等の機能向上に取り組み、多様なユーザーがデータを容易に利活用できる環境

を実現する。

・ これらを踏まえ、令和 6 年度においては、中央省庁や地方自治体、金融機関、商工団体、教育機関、国民等幅広い利用者が存在する本システムを安定して供給できるよう、サーバの運用・保守を行っていくことが必要である。

2. プロジェクトの概要

2. 1概要

本システムは、地域経済に関わる様々なデータを分かりやすく可視化することを目的として、平成 27 年度から稼働を開始している。

本システムは一般公開を行っており、誰でも利用することができる。利用者は各自の端末（職場、自宅、外出先等）から Web ブラウザにより本システムを閲覧する。

2. 2 本システムと関連システムの関係

本システム及び関連するシステムの全体像を以下に図示する。（赤枠が本事業の範囲）

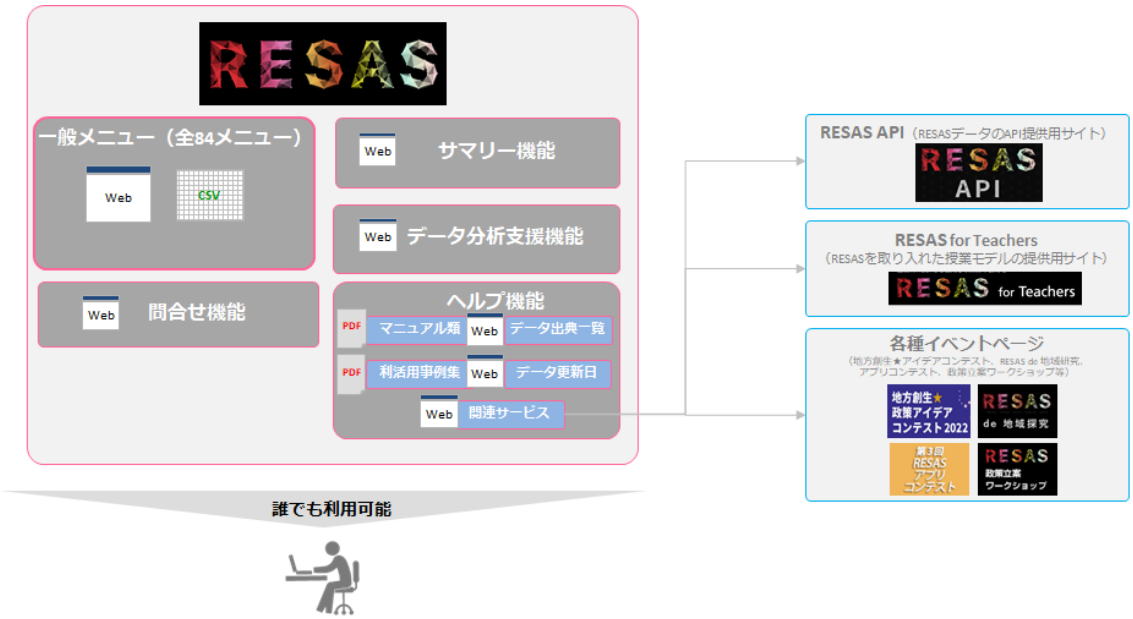

本業務における事業対象範囲には、本システムの一般メニュー、サマリー機能、データ分析支援機能、問合せ機能、およびこれに附帯するマニュアル、データ出典一覧、データ更新日一覧等のヘルプ機能が含まれる。本システムのデータ更新や機能改修に合わせ、マニュアル等の附帯コンテンツも漏れなく更新を行う必要がある。

図中の赤色枠が本業務の更新・改修対象アプリケーションとなる。水色枠の「RESAS　API」、「RESAS　for　Teachers」、「各種イベントページ」は内閣官房 デジタル田園都市国家構想実現会議事務局ビッグデータチーム（以下「内閣官房ビッグデータチーム」という。）が所管しており、本業務の対象外である。受注者は、スケジュール管理等の点においてこれらのアプリケーションの担当事業者と十分に連携し、各コンテンツの整合が取れるよう留意すること。

2.3 調達案件及び関連調達案件

(1) 調達範囲

本事業では、RESAS のシステム運用に係る環境の継承及びシステム運用作業・システム保守作業に係る業務を範囲とする。

(2) 調達案件の一覧

本事業案件及びこれと関連する調達案件の調達単位、調達の方式、実施時期等を下図に示す。

No	調達（事業）件名	調達（契約）方式	実施時期等
1	令和 6 年度経済産業省デジタルプラットフォーム構築事業（地域経済分析システムのシステム運用・保守業務）	総合評価落札方式	契約期間：令和 6 年 4 月～令和 7 年 3 月末
2	令和 6 年度経済産業省デジタルプラットフォーム構築事業（次期 RESAS システム構築・運用保守業務）	総合評価落札方式	契約期間：令和 6 年 4 月～令和 7 年 3 月末

(3) 入札制限

本調達仕様書の作成に直接関与した関係者が、 その現に属する又は過去 2 年間に属していた事業者及びこの事業者の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）第 8 条に規定する親会社及び子会社、同一の親会社を持つ会社並びに請負先等緊密な利

害関係を有する事業者は、本件に係る業務に関して入札に参加できないものとする。

2.4 関係者

・ 本事業における関係者を以下に示す。

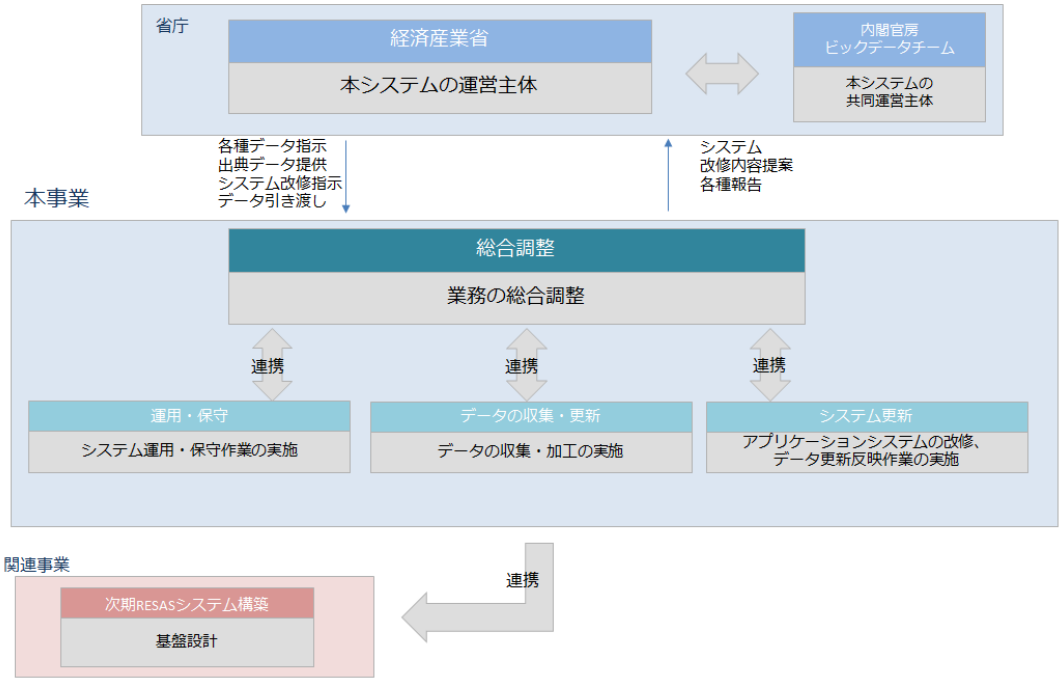

・ 本システム及び関連アプリケーションは、内閣官房ビッグデータチームとの共同開発を行っている。内閣官房ビッグデータチームにおいては、2.2「本システムと関連システムの関係」に記載の利活用促進のための各種アプリケーション構築・運用を実施している。システム稼働環境やスケジュール調整等においては、本事業の総合調整担当を通じて内閣官房ビッグデータチームの開発事業とも十分に連携すること。

・ 関連事業である次期 RESAS システム構築事業との連携を、当省を通じて行うこと。

・ 本事業においては、主に以下に示す 4 つの業務を担当する。

<u>システム運用・保守業務</u>

・ 地域経済等の情報を適切に提供するため、本システムを常に閲覧できる状況に保つ。具体的には、システム稼働環境の整備や監視、管理に係る日次・月次・四半期の作業の実施、アプリケーション保守、セキュリティ対

策、障害対応、緊急対応、利用者向け操作マニュアル（以下「マニュアル」という。）の更新・作成等を行う。

データ収集・更新業務

- 本システムに搭載されているデータについて、年次の追加を実施するためのデータの収集・加工を行い、データセットを作成する。また、本システム及びその他のデータ等を用いた地域経済等に関する分析手法や活用方法等について検討し、当省に提案する。
- データセットのシステムへの投入、システム調整、テスト、本番反映までの一連の作業を実施する。

システム更新業務

- データ更新作業に伴い発生するシステムの改修や調整を実施する。

総合調整業務

- 省庁側関係者と連携し、事業全体が円滑に進行するよう、関係者間の調整を行う。具体的にはデータ更新における課題管理や進捗管理、障害発生時の切り分け、その他事業全体の情報集約や方針策定等を行う。

3. 事業内容

3.1 事業全体に係る作業

- 受注者は、「2.4 関係者」に示す 4 つの業務について、作業体制、作業内容及び年間業務スケジュール等について記載した運用・保守実施計画書および運用・保守実施要領を作成し、契約締結日から 10 営業日以内に当省に提出すること。作業体制には、作業責任者、個人情報取扱責任者及び作業担当者の氏名、所属、担当作業、指揮命令系統、情報セキュリティ対策に係る管理・連絡体制、連絡先を記載すること。また、システム運用・保守業務、データ収集・更新業務及びシステム更新業務の業務計画書には、以下の内容を必須で記載し、内容について当省と合意すること。

作業区分	必須記載事項
システム運用・保守	・システム監視項目 ・障害対応フロー、緊急連絡体制 ・障害・問合せ管理方法 ・各種定期報告事項
データ収集・	・データ収集・加工スケジュール

更新	・データ受領、システム投入、調整、テスト、本番反映までのスケジュール
システム更新	・システムプログラムの開発・改修予定項目及びスケジュール

3.2 個別業務に係る作業

3.2.1 システム運用・保守業務

(1) システム稼働環境の整備と稼働

システム稼働に必要なシステム基盤を適切に稼働させること。システムの稼働要件等については、「5.非機能要件」や「14.入札に係る資料の閲覧について」を参照すること。システム基盤は、システム稼働環境の移設等が必要な場合を想定し、移設時にも円滑にシステム提供を行えるよう運用・保守を行うこと。移設作業を行う際には、本システムがユーザーにとって切れ目なくサービス提供されるよう作業を実施すること。

なお、令和7年度事業における受注者（受注予定者）にシステム稼働環境を引き継ぐ必要が生じた場合、本事業の受注者は、システム稼働環境の利用者としての権利、及び運用・保守業務を行うに当たり作成、使用した手順書、ツール、業務遂行のために有効なノウハウ等まとめた資料などの一式を電子データにてまとめ、次年度受注事業者へ円滑に引き継ぐために必要な手続等の業務引継ぎ作業を契約期間終了時までに行うこと。

(2) システム運用・保守の定期作業（日次・月次・四半期）の実施

以下に定める作業を実施する。以下に定める作業は契約期間中、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日及び令和6年12月29日から令和7年1月3日以外のすべての日（以下「営業日」という。）において実施すること。日次作業においてリソースの逼迫や緊急対応の必要などが予見される場合、当省へ通知し、事前の対応策について合意の上、対策を行うこと。

なお、夜間、休日等においては、システムの自動監視などを活用し、業務時間外におけるシステム障害やアラートなどを検知できる仕組みを整え、障害や不具合の発生時には「3.2.1(9)障害時対応、緊急時対応」に定める障害対応フローを取れるよう体制を整備すること。

作業時期	作業項目	詳細
日次作業	システム稼働確認	本システムが正常に稼働していることを確認すること。

	パッチ検証調査	本システムで使用しているソフトウェア、ミドルウェア等について、パッチ検証調査を実施する。影響度及び緊急度等を勘案して緊急で適用すべきパッチか否かを２営業日以内に判断する。特に緊急を要する場合は即時関係者へ電話及びメールで連絡し対策を協議すること。 なお、契約末日及びその前日に公開されたパッチについては、適用の必要性について判断の上、次年度の受注者にその情報を引き継ぐこと。
	各リソースの使用量、状況確認	ディスク、メモリ、CPU 使用率などを確認し、必要に応じて拡張対応や縮小対応を行うこと。
	ウイルス定義ファイルの更新	ウイルス定義ファイルの更新を確認し、正常に自動更新されていない場合には手動更新を実施すること。
月次作業	ログ確認	本システムのログを確認し、異常や不正アクセスが発生していないかチェックを行うこと。
	運用状況月次報告書（各リソースの月間使用量、状況確認）の提出	ディスク、メモリ、CPU 使用率、ページビュー（以下「PV」という。）数などの月間推移を確認し、必要に応じて拡張・縮小検討や抜本的な対応等の要否について検討すること。
	PV 数等の集計	本システムへのアクセス回数、ユニークユーザー数、ユーザーの属性等を集計する。
	Web アクセス月次報告書の提出	月次報告書には上記の月次確認結果を取りまとめ、当省に報告を行うこと。
	システムメンテナンス	本システムで使用しているソフトウェア、ミドルウェア等について、パッチ適用調査を実施する。影響度及び緊急度等を勘案して適用すべき対応等がある場合は、影響調査及び適用確認試験等を実施した上で、システム稼働環境に適用する。また、適用後

		の動作確認試験についても実施する。
	問合せ機能メンテナンス	問合せ機能のログを抽出し、月２回程度当省へ提出する。また、問合せ機能のログに記録されている用語について検証を実施し、応答内容についての改善を当省と協議の上、実施する。
四半期作業	システム概要ドキュメントの更新	本システムのシステム構成や利用技術、アプリケーションの連関等を示したドキュメントを、四半期ごとを最低回数として最新の状態に更新すること。 なお、四半期のタイミング以外でも、当省からの要望に応じ、必要なタイミングで最新版の概要ドキュメントを提供すること。
年次作業	セキュリティ診断作業	第三者のセキュリティ診断を受診し、指摘事項について対応を行うこと。セキュリティ診断及び指摘事項への対応は、契約後６か月以内をめどに速やかに実施すること。 なお、セキュリティ診断の第三者性を担保するため、受注者自身やその関連会社等、第三者性が認められないセキュリティ診断の実施は不可とする。ツール等の活用により客観性が保たれる場合については、ツール等による結果の診断についても客観性が保たれることを条件に、その実施方法や概要について当省に相談し、当省の合意の上で利用すること。
	変更管理の取りまとめ報告書	システム変更や障害、障害対応等について取りまとめ、年間のシステム変更概要について報告を行うこと。

(3)アプリケーションの保守作業

- システム稼働環境とともに、平成 26 年度からの事業において開発・検討したアプリケーションを当省より提供するので、本業務において整備されるシステム稼動環境にて運用する。
- アプリケーションについて、ウェブブラウザやシステム基盤のソフトウェア、OS 等のアップデート、システム更新、サービス不具合等に伴い仕様通

りに動作しない事象が発見された場合は、当省と協議し、必要に応じて仕様通りに動作するよう修正作業や更新作業を実施すること。

(4) システム運用・保守業務及び関連する問合せ対応

ユーザーからの本システムの運用・保守に関する問合せへの対応及びユーザーからの問合せ対応において効率化の検討を行う。問合せ対応は管理表にて一元管理し、それぞれの対応状況について進捗管理を行い、漏れなく対応を行うこと。ユーザーからの問合せについて、ユーザーとの直接の連絡は当省が行う。効率化の検討に当たっては、効率化の実現に必要となる事項や課題等を検討し、当省と協議の上、必要となる対応を実施すること。

(5) システムセキュリティ施策の実行と運用

システム全体や搭載データを保護するためのセキュリティ施策について、「令和 5 年度経済産業省デジタルプラットフォーム構築事業（地域経済分析システムのシステム更新・運用・保守業務）」において本システムに講じている対策を継続し、ぜい弱性への対応やシステム監視等を適切に実行すること。不正な通信やアクセス、システム改ざん、ウイルス感染等のインシデントが発生した場合には、計画書に明記した緊急対応体制と対応方法に従い、直ちに当省に通知を行い、対策を立案し、速やかに適切な措置を行うこと。

(6) データ更新作業に伴うテスト及びリリース作業の支援

データ更新作業において、本番環境への更新データの投入や改修項目の反映（以下「リリース」という。）を行う際には、事前に検証環境（以下「ステージング環境」という。）を準備し、総合テスト及び受入れテストを実施の上、本番環境へのリリース作業を行い、リリース作業が完了した旨を当省に連絡すること。また、リリース作業にてステージング環境、本番環境への変更が行われる際、変更概要については都度変更管理、構成管理を行い、履歴を残すこと。

(7) マニュアルの修正、作成

リリースされるデータの期間や変更内容に合わせ、マニュアル上のデータ掲載期間と画面キャプチャを更新すること。

大幅な画面改修や新規画面のリリース時には、必要に応じて既存マニュアルの見直しや改変、新規作成を行うこと。内容については当省と合意の

上、作成を進めること。

リリース内容にかかわらず、操作マニュアルダウンロードページに掲載のマニュアル類（FAQ、用語の解説、基本的な使い方、データ説明及び各マップにおける分析メニューのマニュアル）やサマリーサイト等新機能に関するマニュアルについて、最新情報が正しく掲載されていることを確認し、不備等が発見された場合は適宜修正すること。

(8)障害時対応、緊急時対応

本項に定める作業は契約期間中、受注者が不具合発生を認識した時点又は当省から通知があった時点から速やかに対応すること。また、年度当初に提出する運用・保守実施計画書および運用・保守実施要領へ、具体的な対応フローや体制について記載すること。

対応事項	内容
緊急時一次受けエスカレーション	本システムの不具合発生に伴い検知又は連絡を受け付け、速やかに当省へ連絡、エスカレーションを実施する。
一次報告	障害内容について、発生日時、障害種別（インフラ障害、アプリケーション障害、セキュリティインシデント等)、原因、影響範囲、暫定対応、恒久対応案等の中から判明している事象について記載し、不具合発生の検知又は連絡を受けてから６時間以内に関係者全体へメールにて連絡を行う。
不具合解析と報告	システムの不具合について原因を解析し、対応策を検討する。緊急度に応じた頻度で関係者へ周知する。
不具合復旧対応	不具合復旧のための対策を実施し、復旧後に関係者への報告等を実施する。
障害報告書の作成	障害内容について、発生日時、障害種別（インフラ障害、アプリケーション障害、セキュリティインシデント等)、原因、影響範囲、暫定対応、恒久対応、再発防止策等を取りまとめた報告書を作成し、障害発生日から３営業日以内に当省へ提出する。

3.2.2 データ収集・更新業務

(1) 作業方針

データを収集・加工し、本システムにおいてデータ年次を追加する作業を行う。また、当該作業後システム稼働環境への反映前に本システムが正常に動作しているか確認作業を十分に行うこと。

データ更新の迅速化を図るため、データ加工の自動化及びシステム反映の自動化を推進すること。

データの追加、データ仕様の変更等によるシステム画面の改修が必要となる場合には、改修方針について当省と協議の上対応すること。

(2) 本システム搭載データの整合性の検証

- 本システムは平成 27 年度に稼動開始以来、これまで様々なデータの新規搭載や差し替え等を行いデータの充実や最適化を図ってきており、搭載データが期間、データ軸ともに多様化してきている状況がある。このような中、本事業においては、各マップのデータの全体的な整合性を改めて見直し、統一したルールや、より効果的な可視化方法に基づく整理、改善提案を計画的に行うこと。
- 特に以下の観点による見直しを行い、本システム利用者のデータ分析に資する十分なデータ量や質を確保し、有用なデータの可視化の実現を図ること。また、本システム上で可視化されたデータについて、データの可視化形式に疑義があるものや利用者の分析・解釈において誤解を招く可能性があるもの、注釈等の補足が必要と考えられるものなどがないかについて、本システム搭載データ全体を定期的に検証すること。
- 課題があるものについては抽出し、改修の方向に係る方針を整理し、当省に報告すること。

［見直すべき項目の例］

・時系列データの見直し…データ収集年により定義が変化するものの接続方法、グラフ等の可視化方法の最適化

・項目の統廃合が発生するデータの見直し…分類項目や市区町村区分等に変化が生じるデータのコンバート方法

・データの秘匿方法の見直し及び整理…個社や個人を特定し得るデータの秘匿について、過度な秘匿により可視データ数が大幅に減少している場

合の適切な秘匿方法の見直し及びデータごとの秘匿方法の整理

・その他データ定義やデータ量の見直し…可視化軸の見直し（例：「〇〇あたりデータ」等の単位の見直し等）、データ量の検証（例：地方で十分なデータ量が確保されているかの検証など）

・注釈の表示の仕方等

・　なお、見直しに当たり、適切なコンバーターやツール等がある場合にはその使用方針について当省と協議の上、利用すること。また、データやメニューの見直しの在り方等について検討を行う際、必要に応じて所管省庁や有識者等への確認を行うこと。

(3)データの収集・加工

①作業方針

現在本システムに搭載されているデータについて年次の追加を実施するためのデータ収集・加工を行い、データセットを作成して納品すること。対象となるデータについては、別紙『RESAS マップ・メニュー・データ一覧』を参照すること。データの加工方法については、加工方法を取りまとめたドキュメント（データ加工仕様書）を当省より提供するため、これを参考に加工を行うこと。事業期間中に加工方法について変更がある場合には、内容について当省と協議、合意の上、当該ドキュメントを更新すること。また、データ更新に合わせてデータ出典一覧を見直し、最新の状態に保つこと。

②データ収集・加工に関する注意事項

レイアウト、単位、項目等については前年度と同等のファイルとすること。

データの納品形式は、文字列形式（CSV 形式）とすること。

市区町村単位のデータについては、市区町村合併等を考慮し、令和 6 年度事業開始時点の市区町村に合致させること。また、政令指定都市については必要に応じて市単位のデータのみならず区単位のデータも用意すること。

外国名の名称について、国名変更等を考慮し、外務省ホームページで

公開される国名と合致させること。
データ納品の際は、可能な限り前年以前のデータと接続を行うこと。

③民間データの収集・加工に関する留意事項

民間データについては、以下の点に留意して収集・加工を実施すること。
受注者は、データホルダーとの間で知的財産権、著作権等に関する事項を整理すること。
民間データの購入契約は、当省と十分に協議し、締結すること。また、購入契約締結に当たって受注者とデータホルダー間で取り交わした購入契約書のほか、全ての書類を当省に開示すること。
本システムに搭載することが前提となる民間データについては、データ内容の説明、カラム設計、データの生成方法、サンプル数等を記載したデータ仕様書とともに納品させること。
前述した民間データを受注者にて検収し、仕様書に沿ったデータが納品されていることを確認すること。
民間データの納品後、受注者による加工が必要となる場合は、当省と協議の上、加工作業を実施すること。

④収集・加工データの集約方法及び調整支援作業

システム更新業務において用意されるデータの受渡し環境において、データセットを分類、整理して保管すること。

(4)データ更新頻度

データ更新については、データ収集・更新業務による納品時期を踏まえて、６月以降の隔月に実施することを基本としつつ、データ入手時期の変更や改修項目のボリューム等に応じて、その翌月に実施することもできるものとする。具体的な実施時期については当省と協議して決定すること。スケジュール想定については、「11. 主なスケジュール」を参照すること。

(5)ダウンロードデータ、データ出典一覧、データ更新日一覧等の更新

本システムのデータ更新や改修に合わせ、これらに附帯するダウンロードデータ、データ出典一覧、データ更新日一覧、利用者向け操作マニュアル等を漏れなく更新する。

(6)データの授受に係る環境の整備及び調整支援作業

契約締結後速やかに、収集・加工データの受渡しを行う環境を整備し、受渡しを円滑に実施できるようにすること。その際に、アクセス権限の制限等を設けられるようにし、その環境の管理権限は当省も行うことができるようにすること。また、セキュリティ等を確保すること。セキュリティの詳細については、「9.情報セキュリティに関する事項」を参照すること。

(7)本システムのデータの正誤及び動作状況の調査

収集・加工データの公開に向けた各種テストにおいて、データの誤りが確認された場合は、データの見直しを実施すること。また、本システム上で可視化されたデータについて、データの可視化形式に疑義があるものや、利用者の分析・解釈において誤解を招く可能性があるもの、注釈等の補足が必要と考えられるもの等がないか検証し、課題のあるものを抽出し、改修の方向に係る方針を整理し、当省に報告を行うこと。なお、当該誤りや誤解・疑義等がデータ提供者側の瑕疵に起因するため、データの収集・加工者側のみでの修正が困難な場合には、速やかに当省及び提供者側との協議等を行うものとする。

(8) 本システムのデータに関連する問合せ対応

ユーザーからの本システムのデータに関する問合せへの対応及びユーザーからの問合せ対応において効率化の検討を行う。問合せ対応は管理表にて一元管理し、それぞれの対応状況について進捗管理を行い、漏れなく対応を行うこと。ユーザーからの問合せについて、ユーザーとの直接の連絡は当省が行う。効率化の検討に当たっては、効率化の実現に必要となる事項や課題等を検討し、当省と協議の上、必要となる対応を実施すること。

3.2.3 システム更新業務

(1)データ更新対象となる画面

更新対象となる画面及び対象データについては、別紙『「地域経済分析システム」令和６年度更新予定メニューリスト』を参照すること。

(2)ステージング環境、本番環境のテスト結果の取りまとめ

「7.テスト要件」に記載するテストについて、必要に応じて総合調整担

当と協力しつつ、関係者間における役割の決定、テストスケジュールの立案、テスト表の配布、テスト結果の取りまとめ、確認された課題の切り分け、課題対応の取りまとめ等を実施し、課題解消に向けた作業を実施すること。テスト結果の概要について当省に報告し、追加対応が発生する場合には当省と方針を協議の上、スケジュールと進捗を管理すること。また、ステージング環境への反映時、本番環境への反映時ともに同様のプロセスを実施すること。

3.2.4 本システムの運営全体に係る総合調整業務

本事業を統括し、本システムの運営全体の総合調整を行う「総合調整担当」を本事業において設置すること。作業内容は以下のとおり。

(1) 情報収集・連絡調整

当省の指示を受け、本システムの運営に係る全ての関係者との連絡調整を実施すること。

(2) スケジュール管理

本システムの運営に係る全ての関係者から作業スケジュールや作業内容、進捗状況に関する情報を収集し、それらを整理した全体スケジュール表を作成の上、定期的に当省に報告して了承を得ること。システム異常の発生等により作業スケジュールの変更等が生じる場合は、速やかに本事業の関係者間の調整を行い、当省に報告して了承を得ること。

(3) 課題管理

本システムの運営に当たり生じる課題を取りまとめた管理表を作成し、その内容について定期的に当省に報告すること。また、個別の課題に対する解決方法を積極的に企画・立案し、当省の了承を得たものについては本事業の関係者間の調整を行い、課題解決に向けた作業を実施させること。

(4) 関係者間調整

内閣官房ビッグデータチームが本契約と同時期に本システムに関連する事業を実施する場合には、当該事業の受注者と連携すること。また、当該事業の情報について本事業の各業務担当に随時共有し、作業スケジュールや作業内容に関する調整が必要な場合はこれを実施すること。

(5)定例会議等の開催

当省と各業務担当間の連絡調整のため、オンライン又は当省を会場として事業の進捗確認等を行う会議を定期に開催する。開催頻度については、当省と相談し決定することとするが、週１回の開催を基本とすること。また議事録については、当省と相談して決定した期限内に総合調整担当にて作成の上、当省に提示し了承を得ること。なお提出期限については、会議実施の翌日から起算して２営業日以内を基本とすること。オンラインによる定例会議等の開催の際は当省が指定するコミュニケーションツールを使用すること。

(6)事業報告会の開催

本事業における調査内容及び成果についての報告会を開催する。開催時期は当省と相談し決定すること。

3.3 遵守すべきガイドライン等

本事業の実施に当たっては、原則として「デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン」（https://www.digital.go.jp/resources/standard_guidelines/）等に記載された事項を遵守すること。また、今後契約期間中に当該文書が改定された場合にはそれに従うこととするが、より良い作業の進め方あるいは開発手法について提案がある場合には、当省に提示し、協議の上認められたものについては実施することができる。

4.機能要件

以下に令和6年度にて改修するシステム機能を示す。

4.1 改修項目

・ 以下の項目については、個別の項目について対応工数や技術的課題を検証し、当省と対応可否や対応方針、本番リリースタイミングについて十分に協議の上、実施すること。
  - 発見されたシステム不具合の修正と反映

4.2 データインターフェース方式

現在、本システムにおいて外部システムと直接データをやり取りする形式のデータ連携はなく、各事業で使用するデータベース間でデータを引き渡し、本番環境に搭載している。本事業においては、主として、データ収

集・更新業務にて加工されたデータをデータ授受環境から受領（ダウンロード）し、開発、ステージング環境、本番環境の各データベースに搭載する。

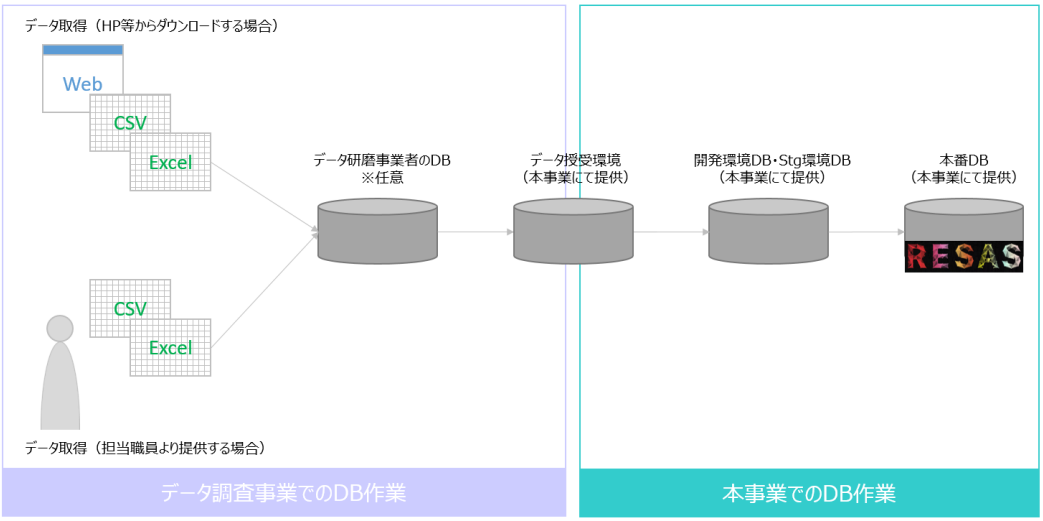

4.3 データ要件

データは、これまで全国の都道府県又は市区町村のデータを掲載可能なものに限り搭載している。全国のうち部分的なデータのみしか存在しないデータについてはその性質や有用性等に基づき、当省と調整の上対応すること。個々のデータ特性については後述の 6.1 データ基本要件に基づく。

5. 非機能要件

5.1 ユーザービリティ・アクセシビリティ要件

5.1.1 ユーザー定義

本システムのユーザーを以下に定義する。

組織	なし
ユーザー	一般ユーザー
役割・作業	RESAS にて地域経済等に関する情報の参照、ダウンロード等を行う。
人数	不特定多数
作業時間	365 日 24 時間のうち、定めのない一定作業時間若しくは参照時間
情報リテラシ	パソコン、タブレット、スマートフォンのいずれかを用いて Web の閲覧、情報の検索、ファイルダウンロードができ

	る。 必要に応じてデータをダウンロードし、Excel 等のツールにて自身で分析を行う。
特記事項	なし

5.1.2 クライアント機器

本システムのクライアント機器の定義について以下に記す。

なお、クライアント機器は利用者によって調達されるものであり、本事業における調達は発生しない。

利用者	機器の分類	設置場所
一般 利用者	パソコン	不定
	タブレット	不定
	スマートフォン	不定

5.1.3 ユーザービリティ要件

本システムのユーザービリティ要件を以下に記す。

利用者が想定する流れに沿った手順（画面遷移・グラフ画面への移動順等）にすること。

ユーザーが必要な操作を想起しやすい画面構成とすること。

できる限り、最小限の操作で分析が可能な画面構成とすること。

操作の指示や説明、メニュー等には、利用者が正しく理解できる用語を使用すること。

基本的な用語、指示、デザインには一貫性を持たせること。

専門用語や難解な単語については、必要に応じて下線点線を施し、インフォメーション機能（マウスオーバーすることにより説明文の吹き出しを表示する機能）を付与すること。また画面上の注記に専門用語の補足説明を行うこと。

エラーが発生したときには、ユーザーが何をすべきかをメッセージ等で指示すること。

ユーザーが必要とするときに、ヘルプやマニュアル等を利用できるようにすること。

5.1.4 アクセシビリティ要件

本システムのアクセシビリティ要件を以下に記す。

- タブレットやスマートフォン等、マウス入力が困難な環境で使用することを考慮すること。

- 日本産業規格 JIS X 8341 シリーズ、ISO/IEC ガイド 71、「みんなの公共サイト運用ガイドライン（総務省）」に準拠した設計を行うこと。

5.2 規模・拡張性

- 本システムの規模、拡張性要件を以下に記す。
- なお、本システムにおける利用者数、アクセス数、データ量が増加し、本事業においてインフラ面の増強が必要と考えられる事象が確認される場合には、拡張要件について調整すること。その際、費用の増減や運用の変化についても調整し、当省に報告すること。

5.2.1 利用者数とアクセス数及びアクセス方式

本システムのビュー数実績については、令和 4 年度は年間約 1008 万回、月間最大ビュー数は約 117 万回、月間最小ビュー数 44 万回、1 日最大ビュー数は約 7 万回、1 日最小ビュー数は 3,654 回となっている。

5.2.2 データ量

- 本システムで利用しているデータの容量の概要について、以下に記す。

	データ容量の状況（GB）		
	2020．3	2021．3	2022．3
総データ量	8,050	9,650	4.985
対前年増加率	―	19%	-51%

5.2.3 拡張性要件

本システムの提供期間中にブラウザがバージョンアップされる可能性があること等を考慮し、特定のブラウザやバージョンに可能な限り依存しない設計・開発方針を策定し、実施すること。

5.3 性能

5.3.1 オンライン処理の性能

- 本システムは特に地方自治体での利用において、組織内のパソコン稼働環境の影響を大きく受ける。オンライン処理の性能についてはステージング環境などを用いて検証を行い、本システムの閲覧や分析作業に著しい支障を来すことがない範囲での提供を行うこととする。
- なお、表示に時間を要する画面には、処理の開始前にユーザーに処理時間が係る旨又はエラーとなる可能性がある旨を伝えるダイアログボックスを表示する機能を実装すること。表示時間の確認は受注者環境および当省環境両方で確認を行うこと。

対象	指標名	指標	補足
放物線が表示される画面	応答時間	企業活動マップ＞海外取引＞輸出入取引　の画面を表示し、デフォルトの画面の放物線が始点から出現し終点で消滅するまで、30 秒以内を目安とする。	左記は、放物線が表示される画面の中でも特に処理が重いものである。
ポリゴンデータ（ヒートマップ）が表示される画面	応答時間	人口マップ＞人口構成の画面を表示し、表示レベルを市区町村単位とした上で北海道を選択し表示されるダイアログで「OK」ボタンを押下後、画面上に全てのポリゴンデータが表示されるまで、20 秒以内を目安とする。	左記は、ポリゴンデータが表示される画面の中でも特に処理が重いものである。本操作を実施した場合には、「表示範囲が広いため、時間がかかったり、エラーになる可能性がありますが、よろしいですか？」と表記したダイアログボックスを表示する機能を実装している。
メッシュデータが表示される画面	応答時間	人口マップ＞人口メッシュの画面を表示し、地域選択で北海道を選択し、メッシュ読み込みで「透過率 80%（濃いメッシュ）」を選択し「メッシュを読み込む」ボタンを押下してから表示されるダイアログで「OK」ボタンを押下後、画面にメッシュデータが表示されるまで、20 秒以内を目安と	左記は、メッシュデータが表示される画面の中でも特に処理が重いものである。本操作を実施した場合には、「表示範囲が広いため、時間がかかったり、エラーになる可能性がありますが、よろし

対象	指標名	指標	補足
		する。	いですか？」と表記したダイアログボックスを表示する機能を実装している。

5.4 信頼性

5.4.1 可用性要件

- 以下に本システムの可用性要件を記載する。
  - 通常時の負荷分散及び障害発生時の縮退運転を可能とすること。
  - Web サーバ、アプリケーションサーバ、データベースについては、待機系への切替えを可能とすること。
  - ハードディスク障害時のデータ消失対策として、サーバ上のデータベースファイルは、冗長構成を取ること。
  - 業務に用いるデータのバックアップ処理は業務への影響を排除した設計とすること。
  - 異常な入力や処理を検出しデータの滅失や改変を防止する対策を講ずること。
  - 処理の結果を検証可能とするため、ログ等の証跡を残すこと。
- 本システムの可用性目標値を以下に記す。基本的に、稼働時間は24時間365日とするが、休日夜間については自動での監視機能などを活用し本システムの状態が確認できることを前提に、緊急対応用の人員を常に配備する必要はない。

設定対象	指　　標	目標値	補足
本システム（RESAS）	稼働率	99.5%	稼働率は参考値。24時間365日の稼働を基準とし、一部機能の利用停止は、システム停止時間に含まない。計画停止による期間は除く。 障害件数については、一部機能の利用不可状態が発生した件数を含む。
	障害件数	5件以内（年度内）	

5.4.2 継続性要件

(1)想定するリスク

・　本システムが稼働するクラウドサービスの停止、仕様変更

(2)事業再開の定義

本システムにおいて停止したシステムの再開に関して以下に定義する。

- システム運用をバックアップへ切り替え、システム資源及び要員体制の範囲内での縮退運用によりシステム提供を継続できること。
- バックアップでの稼働でもシステム提供が困難な場合には、迅速に課題を解決し、本システムの復旧を目指すこと。

(3)目標値

・　本システムの継続性目標値を以下に記す。本業務においてはアプリケーションに依拠する本システムの稼働について信頼性を担保するものとし、ハードウェアに起因する障害についてはシステム運用・保守業務の業務範囲における障害との切り分けを行うこと。

設定対象	指標名	目標値	補足
本システム	復旧時間（アプリケーション障害）	一次切り分け後3時間以内	原因・影響範囲等の一時報告、暫定対応
		5営業日内（目安）	原因報告、恒久対応
	復旧時間（ハードウェア障害）	一次切り分け後3時間以内	原因・影響範囲等の一時報告、暫定対応
		5営業日内（目安）	原因報告、恒久対応

5.4.3 完全性要件

(1)本システムの完全性要件を以下に示す。

システム運用・保守業務にてバックアップ取得作業がなされるため、完全性が担保されない事態が発生した際には必要に応じてこれをシステム側に反映すること。

異常な入力や処理を検出し、データの滅失や改変を防止すること。

処理の結果を検証可能とするため、ログ等の証跡を残すこと。

5.5 上位互換性

OS 等のバージョンアップ時の対応可能性について情報を収集し、必要な場合には対応方針について総合調整担当及び当省と調整を行うこと。また、システム構成としては以下の点を意識した構成とすること。

- クライアント OS のバージョンアップに備え、OS の特定バージョンに依存する機能が判明している場合は、その利用を最低限とすること。
- Web ブラウザ及び実行環境等のバージョンアップの際、必要な調査及び作業を実施することで、バージョンアップに対応可能なシステムとすること。
- 契約期間中にアプリケーション稼働環境として導入しているソフトウェアのバージョンアップを行う際は、原則、バージョンアップ後の環境を前提として開発を行うこと。
- なお、バージョンアップの決定時期によって対応が困難な場合には、当省と協議の上、その指示に従うこと。
- バージョンアップについて、技術的な問題等がある場合は、当省と協議の上、その指示に従うこと。

5.6 システム中立性

本システムのシステム中立性を担保するため、以下の点を考慮したシステム構成とすること。

なお、システム運用・保守業務において、システム、インフラ構成等の最適化を行うため、必要に応じて連携を図ること。

5.6.1 オープンな標準的技術又は製品に関する事項

提供するハードウェア、ソフトウェア等は特定ベンダの技術に依存しない、オープンな技術仕様に基づくものとすること。

本調達で採用する技術が特定の事業者のみが知り得る情報に基づいていないこと。

提供するハードウェア、ソフトウェア等は、全てオープンなインターフェースを利用して接続又はデータの投入が可能であること。

導入するハードウェア、ソフトウェア等の構成要素は、標準化団体（ISO、IETF、IEEE、ITU、JISC 等）が規定又は推奨する各種業界標準に準拠すること。

次期情報システム更改の際に、移行の妨げや特定の装置や情報システムに依存することを防止するため、原則として情報システム内のデータ形式は XML、CSV 等の標準的な形式で取り出すことができるものとすること。

5.6.2 他事業者への円滑な引継ぎに関する事項

- 特定の事業者や製品、技術に依存することなく、他者による保守、追加開発が可能なシステム構成であること。
- 特定のベンダが保有するハードウェア、ソフトウェア及びライセンスを前提としないこと。前提としている場合は、前提としないシステム構成の実現に向けた検討・推進を行うこと。

6. 共通機能要件

6.1 データ基本要件

本システムでは、データ収集・更新業務にて加工されるデータセットを搭載する。システムの描画データについてはデータ収集・更新業務で加工されるデータセットに基づく仕様となるが、本項ではシステム側で表示される文言や数値、使用するコード等について以下のとおり定義する。データ収集・更新業務にて提供されるデータ仕様により、システム側のコード体系や計算ロジック等に変更を要する場合には、総合調整担当を通じて当省に内容を報告すること。

6.1.1 データ定義

本システムのデータ定義の基本要件を以下に記す。

なお、データ収集・更新業務にて使用されるコードに従い、システム側の構築を行うこと。

- データ設計は共通語彙基盤を参照して行うこと。
- 共通語彙基盤に定義されていない項目については自由に設計が可能であるが、データの構造化を行い再利用しやすいデータとすること。
- データ設計に当たっては、行政運営基本データ設計・運用実践ガイドブックベータ版を参照すること。
- コードを使う必要がある場合には、できるだけ既存のコードを活用すること。コードの設計に当たっては、コード（分類体系）設計・運用実践ガイドブックベータ版を参照すること。
- 文字の誤表示等を防ぐために、以下の条件で文字を整備すること。
  - ア　取り扱う日本語文字集合の範囲：JIS X 0213：2012
  - イ　符号　JIS X 0221：2014（ISO/IEC 10646（UCS））の UCS-4 の範囲を符号化
  - ウ　文字の符号化方式：UTF-8

6.1.2 データ収集・更新業務における納品データルールの定義

・ 以下の定義に従いデータ収集・更新業務においてデータが作成されるが、このデータをシステム上でも正しく表示できるよう設計すること。

項目	内容	納品データの状態
値について	小数点以下の表示	小数点以下の数値を表示させている場合、小数点以下2桁を基本的にシステム上で表示させること。(小数点以下3桁目を四捨五入) ※マップによっては表示が異なるため、マップの仕様に従うこと。
	原典データにおいて、データがない場合	ブランク（空白の状態）でデータが納品される。システム上は、表示データがない旨のメッセージを表示すること。
	原典データにおいて、秘匿処理がされている場合	ｘ（小文字のエックス）でデータが納品される。システム上は表示データがない旨のメッセージを表示する。 秘匿処理がなされている地域を合算機能で合算した場合、どの地域が秘匿のために合算されていないのかをシステム上で示せることが望ましい。
	計算不可（0÷0など）	ハイフンでデータが納品される。システム上は表示データがない旨のメッセージを表示する。
	%の表記	数値とする。%等の文字列はシステム側で表示させること。
コード	市区町村コード、業種コードなどの数値でなるコード	公的機関にて公表されているコード体系に従いデータが納品されるため、これを踏襲しシステム側で活用すること。
ファイル形式	改行コード	CRLF
	拡張子	CSV 形式のデータで作成。文字列の記述は、ダブルクォーテーションで囲まない形式で納品される。

エリアの表記方法	都道府県名、市区町村名の表記	データ納品時の形式は以下。 都道府県：都道府県名付き（例：東京都） 市区町村名：市区町村名付き（例：札幌市中央区） ※○○郡△△町などの郡名は除外される ＝「△△町」と記載 ※東京都特別区については区名のみとする
	コードと名称	コードと名称は併記される。システム上においてエリアコードは表示させていない。
	政令指定都市	市のデータも作成される（例：札幌市は札幌市の値と、各区の値がそれぞれ作成される） ※システムの表示原則としては現行のマップ別の仕様に従うこと。
	世界の地域区分	アジア、ヨーロッパ等の地域区分が各マップで異なる場合があるため注意すること。 例： 輸出入統計…貿易統計に基づく地域区分（アジア州、北アメリカ州、ヨーロッパ州、南アメリカ州、アフリカ州、大洋州） 免税取引…独自体系（アジア、北米、欧州、中南米、アフリカ、大洋州、中東）
ファイルの区分方法	納品ファイルの集計単位（地域区分）	全国、都道府県、市区町村はそれぞれファイルを分けて作成される。
エリアの表記方法	座標⇒コードと名称付加	貿易統計、特許については都道府県コードと名称、市区町村コードと名称が記載されている。
項目名	項目名の記載方法	データ仕様書に基づいて、項目名と並びが設定されている。
増減率	増減率のデータ形式	例：北海道で人口が 2010 年⇒2015 年で 3%増加の場合、カラムは都道府県コード、都道府県名、年（2015）、増減率（0.03000）となる。 ※原則としては現行のマップ別の仕様に従うこと。
増減率、	増減率、平均	対象マップにより異なるため、データ仕様書

平均値	値	に基づいて作成されている。
単位	金額	対象マップにより単位が異なるため、データ仕様書に基づいて作成されている。
値について	市区町村合併	最新の市区町村コードに基づき作成されている。 （2012 年に A 市と B 市が合併してＸ市になった場合、Ｘ市の人口などは 2011 年以前も A 市＋B 市の値とする）
増減率	算出方法	（本年－前年）/前年　※値は 0.2、-0.2 などとなる。
文字コード	Shift JIS/UTF-8 の取扱い	ダウンロードデータは Shift-JIS とする。システム側の文字コードは UTF-8 とする。

6.2 Web 要件

6.2.1 デザイン

・ 本システムの Web デザインの基本要件を以下に記す。

HTML5 で整備すること。

レスポンシブデザインを基本に、スマートフォン等の多用な端末に対応できるようにすること。（レスポンシブデザインが必須ではないが、スマートフォンやタブレット等でも画面が確認できるようにすること）

以下のブラウザに対応すること。

ア Microsoft Edge

イ Google Chrome

ウ Safari

- 文字コード指定等で文字が正しく表示されること。
- Schema.org に対応可能なページは対応すること。
- 画面上のマップのプロットやグラフにおいて、色覚多様性を考慮し識別しやすい配色とすること。
- マップやグラフが印刷資料等に使用される際に、文字つぶれ等が起きないフォントサイズとすること。また、グラフや文字の色、太さについて、識別しやすい色とすること。
- Web デザインの詳細に関しては、政府 CIO ポータルが提供する各種目的別 Web サイトガイドを参照すること。
  （https://www.cio.go.jp/guides）

6.2.2 ドメイン

・ 本システムのドメインの基本要件を以下に記す。
  - ドメインは resas.go.jp ドメインを使用すること。
  - ドメイン取得と管理については、ドメイン管理ガイドライン（https://www.cio.go.jp/guides）を参照すること。

6.2.3 外部サービスの利用

・ 本システムの外部サービスの利用の基本要件を以下に記す。
  - マップ・グラフ画面、データ出典一覧画面においてデータ出典元の Web サイトをリンクさせる場合には、リンク先の情報がエラーとならないよう、最新化を行うこと。
  - マップ画面で利用している地図画像データベースやマップ内の検索機能（Yahoo! Open Local Platform）等、外部サービスを利用して実現している機能について、仕様変更等の情報を収集し、変更が生じる場合には本システム側で表示や検索の不具合が発生しないよう、あらかじめ対処法を立案して対応すること。

6.2.4 ダウンロード

本システムのダウンロード機能の基本要件を以下に記す。

マニュアルや利活用事例集等、リンク先のファイルが PDF の場合は、ファイル形式、サイズを記入すること。必要なファイルについては日付も記載すること。また、データダウンロード機能で取得可能な CSV ファイル、ZIP についても、容量が 5MB 以上の場合はダウンロードボタン上にファイルサイズ容量の記載があると望ましい。

データダウンロードファイルは再編集可能な形式でファイルを提供すること。また、利用者の利便性を考慮し、文字コードは Shift-JIS とすること。

ダウンロードファイルが複数ファイルある場合には、ファイル圧縮ソフト等を使い複数ファイルをブロック単位でダウンロード可能にすること。

ダウンロードファイルの容量が大きい場合、ネットワークエラーが発生する可能性があるため、ファイル分割やデータの軽量化の検討を行うこと。

6.2.5 https

本システムの暗号化機能の基本要件を以下に記す。

- インターネットを介して通信する情報の盗聴及び改ざんの防止並びに正当なウェブサーバであることを利用者が確認できるようにするため、TLS(SSL)暗号化の実施等によりウェブサイトの暗号化の対策等を講じること
- 必要となるサーバ証明書には、利用者が事前のルート証明書のインストールを必要とすることなく、その正当性を検証できる認証局（証明書発行機関）により発行された電子証明書を用いること

6.2.6 クラウドサービス

政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ＩＳＭＡＰ）において登録されたサービスから調達することを原則とすること。

6.2.7 利用規約

本システムの利用規約等に変更が生じる場合、当省の指示に基づき迅速に変更を行うこと。

7. テスト要件

7.1 テスト方針

- 本事業においては、リリース作業前に単体テスト、結合テスト、総合テスト等（以下「各テスト」という。）に関する作業を実施すること。総合テストの項目概要については事前に当省に提示し、結果概要についても共有すること。各テストにおいて重大な不具合等が発生した場合には、速やかに当省及び総合調整担当に報告を行い、不具合原因を取り除き、テスト項目全てに合格すること。また、各テストについては、リリース作業ごとに実施すること。
- リリース作業前に、当省へ受入れテスト実施を依頼し、機能に問題が無いことの承認を得ること。不具合等が発生した場合は、当省及び総合調整担当と対応を協議すること。

7.2 テスト実施体制及び実施スケジュールについて

実施体制は以下により実施する。全関係者がテストを問題なく行える環境を整備し提供の上、テストを実施すること。

実施スケジュールについては、リリース作業の実施日から逆算し、軽微

な不具合があっても対応可能な日程となるよう当省と事前に協議し了承を得ること。

なお、重大な不具合等の発生により、各テストを日程どおりに実施することが困難となった場合は、当省と協議の上、スケジュールの再調整を実施すること。

各業務担当はテスト実施において以下の業務を担当する。

総合調整担当

- 総合調整、テスト項目書の作成、アプリケーションの動作確認、データの正誤確認、当省への報告、不具合発生時の対応方針の立案等

データ収集・更新業務担当

- データの正誤確認、アプリケーションの動作確認、総合調整担当への報告等

システム運用・保守業務担当

- 受注者による各テストの支援、システム稼動環境の整備、提供等

7.3 テスト仕様書の作成及びテストの実施

- 受注者は、テスト結果報告書を作成し、当省に報告すること。また、総合テストにおいては、稼動環境の処理結果がテストの前後で一致することを確認するテストを実施し、当省に結果を報告すること。

7.4 テスト作業環境について

- 単体テスト及び結合テストについては、開発環境で実施すること。総合テスト及び受入れテストについては、ステージング環境を使用すること。また、リリース作業に当たっては、テストデータやテストツール等が残らないよう、データ消去や再インストール等の措置を行うこと。

8. 体制

- 以下に、システム運用・保守業務、データ収集・更新業務、システム更新業務、総合調整業務における役割、要員の要件を記すので、これらを満たす体制を構築すること。また、運用・保守実施計画書において詳細な体制図を記載すること。
- なお、不具合等に対しては速やかに原因を特定し、解消の対応ができる体制を構築すること。
- 契約締結後に要員に対する変更が生じる場合は、その 10 営業日前までに以

下の資格を有することを証明できる書類を提出し、当省の承諾を得ること。また、要員の変更に当たっては十分な引継ぎ期間を設け、事業に支障を来さないようにすること。

役割	主な作業内容	要員の要件
システム運用・保守担当者	・システムの運用・保守に必要な作業を担当する。	運用・保守担当者のリーダーとなる者は、以下の①又は②の要件を満たすこと。 ①情報システムの設計・開発業務又は運用・保守業務を実施した経験を36ヶ月以上有する者。 ②以下のいずれかの資格を有するもの、あるいはそれと同等の能力を有することが客観的に証明できる者。 ・情報処理技術者（ITサービスマネージャ）（経済産業省） ・ITIL Foundation 認定資格（ITIL2011）
マニュアル担当者	・マニュアルの作成、更新を行う。	マニュアル担当者は、各種利用者向けマニュアルの作成経験を有する者であること。また、最低１名を本事業に配置すること。

役割	主な作業内容	要員の要件
情報セキュリティ担当者	・情報システムに関するセキュリティを担当する。	情報セキュリティ担当者となる者は、以下の①又は②の要件を満たすこと。また、最低１名を本事業に配置すること。 ①以下のいずれかの資格を有する者。 ・経済産業大臣認定「情報処理安全確保支援士」 ・経済産業大臣認定「情報処理技術者（情報セキュリティスペシャリスト）」 ②情報システムのセキュリティ関連業務の実務経験を36か月以上有する者。
データ収集・更新担当者	・本システムに搭載するデータの収集、更新を行う。	データ収集・更新担当者のリーダーとなる者は、以下要件を満たすこと。 ・統計分析の実務経験を 36 ヶ月以上有する者
プロジェクトマネージャ	・システム更新業務全体の方針立案や策定を行う。 ・システム設計・開発の進捗管理、課題管理等を行う。	プロジェクトマネージャは、以下の①又は②の要件を満たす者であること。また、最低１名を本事業に配置すること。 ①以下のいずれかの資格を有する者。 ・経済産業大臣認定「情報処理技術者（プロジェクトマネージャ)」 ・米国 PMI 認定「プロジェクトマネジメントプロフェッショナル（PMP)」 ②情報システムの設計・開発に係るプロジェクト管理の実務経験を 36 か月以上有する者。

役割	主な作業内容	要員の要件
システム設計担当者	・システムの仕様決定及び設計を担当する。	システム設計担当者のリーダーとなる者は、以下の①又は②の要件を満たすこと。 ①以下の資格を有する者。 ・経済産業大臣認定「情報処理技術者（システムアーキテクト）」 ②情報システムの設計・開発業務の実務経験を36か月以上有する者。
システム開発担当者	・システムの開発に必要な作業を担当する。	システム開発担当者のリーダーとなる者は、以下の①又は②の要件を満たすこと。 ①以下の資格を有する者。 ・経済産業大臣認定「情報処理技術者（システムアーキテクト）」 ②情報システムの開発業務の実務経験を36か月以上有する者。

役割	主な作業内容	要員の要件
総合調整担当	・本事業全体の進捗管理、課題管理等を行う。 ・作業の進捗について、当省に報告し必要な調整を行う。	総合調整担当は、以下の①の要件を満たす者であること。また、最低１名を本事業に配置し、本表に定める他の役割を兼務しないこと。 ①情報システムの設計・開発に係るプロジェクトマネジメントの実務経験を36か月以上有する者。

9. 情報セキュリティに関する事項

業務情報を取り扱う場合または業務情報を取り扱う情報システムやウェブサイトの構築・運用等を行う場合、以下を遵守し、情報セキュリティ対策を実施すること。

1)　受注者は、契約締結後速やかに、情報セキュリティを確保するための体制並びに以下 2)～18)に記載する事項の遵守の方法及び提出を求める情報、書類等（以下「情報セキュリティを確保するための体制等」という。）について、経済産業省（以下「当省」という。）の担当職員（以下「担当職員」という。）に提示し了承を得た上で確認書類として提出すること。ただし、別途契約締結前に、情報セキュリティを確保するための体制等について担当職員に提示し了承を得た上で提出したときは、この限りでない。また、定期的に、情報セキュリティを確保するための体制等及び対策に係る実施状況（「情報セキュリティに関する事項の遵守の方法の実施状況報告書」（別紙））を紙媒体又は電子媒体により報告すること。加えて、これらに変更が生じる場合は、事前に担当職員へ案を提出し、同意を得ること。

なお、報告の内容について、担当職員と受注者が協議し不十分であると認めた場合、受注者は、速やかに担当職員と協議し対策を講ずること。

2)　受注者は、本業務に使用するソフトウェア、電子計算機等に係る脆弱性対策、不正プログラム対策、サービス不能攻撃対策、標的型攻撃対策、アクセス制御対策、情報漏えい対策を講じるとともに、契約期間中にこれらの対策に関する情報セキュリティ教育を本業務にかかわる従事者に対し実施すること。

3)　受注者は、本業務遂行中に得た本業務に関する情報（紙媒体及び電子媒体であってこれらの複製を含む。）の取扱いには十分注意を払い、当省内に複製が可能な電子計算機等の機器を持ち込んで作業を行う必要がある場合には、事前に担当職員の許可を得ること。なお、この場合であっても、担当職員の許可なく複製してはならない。また、作業終了後には、持ち込んだ機器から情報が消去されていることを担当職員が確認できる方法で証明すること。

4)　受注者は、本業務遂行中に得た本業務に関する情報（紙媒体及び電子媒体）について、担当職員の許可なく当省外で複製してはならない。また、作業終了後には、複製した情報が電子計算機等から消去されていることを担当職員が確認できる方法で証明すること。

5)　受注者は、本業務を終了又は契約解除する場合には、受注者において本業務遂行中に得た本業務に関する情報（紙媒体及び電子媒体であってこれらの複製を含む。）を速やかに担当職員に返却し、又は廃棄し、若しくは消去すること。その際、担当職員の確認を必ず受けること。

6)　受注者は、契約期間中及び契約終了後においても、本業務に関して知り得た当省の業務上の内容について、他に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。

なお、当省の業務上の内容を外部に提供する必要が生じた場合は、提供先で当該情報が適切に取り扱われないおそれがあることに留意し、提供の可否を十分に検討した上で、担当職員の承認を得るとともに、取扱上の注意点を示して提供すること。

7)　受注者は、本業務の遂行において、情報セキュリティが侵害され、又はそのおそれがある場合の対処方法について担当職員に提示すること。また、情報セキュリティが侵害され、又はそのおそれがあることを認知した場合には、速やかに担当職員に報告を行い、原因究明及びその対処等について担当職員と協議の上、その指示に従うこと。

8)　受注者は、「経済産業省情報セキュリティ管理規程（平成 18･03･22 シ第 1 号)」、「経済産業省情報セキュリティ対策基準（平成 18･03･24 シ第 1 号)」及び「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群（令和５年度版)」(以下「規程等」と総称する。)を遵守すること。また、契約締結時に規程等が改正されている場合は、改正後の規程等を遵守すること。

9)　受注者は、当省又は内閣官房内閣サイバーセキュリティセンターが必要に応じて実施する情報セキュリティ監査、マネジメント監査又はペネトレーションテストを受け入れるとともに、指摘事項への対応を行うこと。

10)　受注者は、本業務に従事する者を限定すること。また、受注者の資本関係・役員の情報、本業務の実施場所、本業務の全ての従事者の所属、専門性（情報セキュリティに係る資格・研修実績等)、実績及び国籍に関する情報を担当職員に提示すること。なお、本業務の実施期間中に従事者を変更等する場合には、事前にこれらの情報を担当職員に再提示すること。

11)　受注者は、本業務を再委託（業務の一部を第三者に委託することをいい、外注及び請負を含む。以下同じ。）する場合は、再委託されることにより生ずる脅威に対して情報セキュリティが十分に確保されるよう、上記 1)から 10)まで及び 12)から 18)までの措置の実施を契約等により再委託先に担保させること。また、1)の確認書類には再委託先に係るものも含むこと。

12)　受注者は、外部公開ウェブサイト（以下「ウェブサイト」という。）を構築又は運用するプラットフォームとして、受注者自身（再受注先を含む。）が管理責任を有するサーバ等を利用する場合には、ＯＳ、ミドルウェア等のソフトウェアの脆弱性情報を収集し、セキュリティ修正プログラムが提供されている場合には業務影響に配慮しつつ、速やかに適用を実施すること。また、ウェブサイト構築時においてはサービス開始前に、運用中においては年１回以上、ポートスキャン、脆弱性検査を含むプラットフォーム診断を実施し、脆弱性を検出した場合には必要な対策を実施すること。

13)　受注者は、ウェブサイトを構築又は運用する場合には、インターネットを介して通信する情報の盗聴及び改ざんの防止並びに正当なウェブサーバであることを利用者が確認できるようにするため、TLS(SSL)暗号化の実施等によりウェブサイトの暗号化の対策等を講じること。

なお、必要となるサーバ証明書には、利用者が事前のルート証明書のインストールを必要とすることなく、その正当性を検証できる認証局（証明書発行機関）により発行された電子証明書を用いること。

14)　受注者は、ウェブサイト上のウェブアプリケーションの構築又は改修を行う場合には、独立行政法人情報処理推進機構が公開する最新の「安全なウェブサイトの作り方」（以下「作り方」という。）に基づくこと。また、ウェブアプリケーションの構築又は更改時においてはサービス開始前に、運用中においてはウェブアプリケーションへ修正を加えた場合や新たな脅威が確認された場合に、「作り方」に記載されている脆弱性の検査等（ウェブアプリケーション診断）を実施し、脆弱性を検出した場合には必要な対策を実施すること。併せて、「作り方」のチェックリストに従い対応状況を確認し、その結果を記入したチェックリストを担当職員に提出すること。なお、チェックリストの結果に基づき、担当職員から指示があった場合は、それに従うこと。

15)　受注者は、ウェブサイト又は電子メール送受信機能を含むシステム等の当省外向けシステムを構築又は運用する場合には、政府機関のドメインであることが保証されるドメイン名「.go.jp」を使用すること。

16)　受注者は、情報システム（ウェブサイトを含む。以下同じ。）の設計、構築、運用、保守、廃棄等（電子計算機、電子計算機が組み込まれた機器、通信回線装置、電磁的記録媒体等のハードウェア又はソフトウェア（以下「機器等」という。）の調達を含む場合には、その製造工程を含む。）を行う場合には、以下を実施すること。

①各工程において、当省の意図しない変更や機密情報の窃取等が行われないことを保証する管理が、一貫した品質保証体制の下でなされていること。また、具体的な管理手順や品質保証体制を証明する書類等を提出すること。

②情報システムや機器等に意図しない変更が行われる等の不正が見つかったときに、追跡調査や立入検査等、当省と連携して原因を調査し、排除するための手順及び体制を整備していること。これらが妥当であることを証明するため書類を提出すること。

③不正プログラム対策ソフトウェア等の導入に当たり、既知及び未知の不正プログラムの検知及びその実行の防止の機能を有するソフトウェアを導入すること。

④情報セキュリティ対策による情報システムの変更内容について、担当職員に速やかに報告すること。また、情報システムが構築段階から運用保守段階へ

移行する際等、他の事業者へ引き継がれる項目に、情報セキュリティ対策に必要な内容を含めること。

⑤サポート期限が切れた又は本業務の期間中にサポート期限が切れる予定がある等、サポートが受けられないソフトウェアの利用を行わないこと、及びその利用を前提としないこと。また、ソフトウェアの名称・バージョン・導入箇所等を管理台帳で管理することに加え、サポート期限に関するものを含むソフトウェアの脆弱性情報を収集し、担当職員に情報提供するとともに、情報を入手した場合には脆弱性対策計画を作成し、担当職員の確認を得た上で対策を講ずること。

⑥電子メール送受信機能を含むシステム等の当省外向けシステムを構築又は運用する場合には、政府機関のドメインであることが保証されるドメイン名「.go.jp」を使用すること。

⑦電子メール送受信機能を含む場合には、SPF（Sender Policy Framework）等のなりすましの防止策を講ずるとともにSMTPによるサーバ間通信のTLS（SSL）化やS/MIME等の電子メールにおける暗号化及び電子署名等により保護すること。

17） 受注者は、本業務を実施するに当たり、民間事業者等が不特定多数の利用者に対して提供する、画一的な約款や規約等への同意のみで利用可能となる外部サービス（ソーシャルメディアサービスを含む）を利用する場合には、これらのサービスで要機密情報を扱ってはならず、8）に掲げる規程等に定める不正アクセス対策を実施するなど規程等を遵守すること。また、外部サービスを利用する場合は、その利用状況を管理すること。

なお、受注者は、受注業務を実施するに当たり、クラウドサービスを調達する際は、「政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）」において登録されたサービスから調達することを原則とすること。

18） 受注者は、ウェブサイトの構築又はアプリケーション・コンテンツ（アプリケーションプログラム、ウェブコンテンツ等の総称をいう。以下同じ。）の開発・作成を行う場合には、利用者の情報セキュリティ水準の低下を招かぬよう、以下の内容も含めて行うこと。

①提供するウェブサイト又はアプリケーション・コンテンツが不正プログラムを含まないこと。また、そのために以下を含む対策を行うこと。

（a）ウェブサイト又はアプリケーション・コンテンツを提供する前に、不正プログラム対策ソフトウェアを用いてスキャンを行い、不正プログラムが含まれていないことを確認すること。

（b）アプリケーションプログラムを提供する場合には、当該アプリケーションの仕様に反するプログラムコードが含まれていないことを確認すること。

（c）提供するウェブサイト又はアプリケーション・コンテンツにおいて、当省外のウェブサイト等のサーバへ自動的にアクセスが発生する機能が仕様に反して組み込まれていないことを、ＨＴＭＬソースを表示させるなどして確認すること。

②提供するウェブサイト又はアプリケーションが脆弱性を含まないこと。

③実行プログラムの形式以外にコンテンツを提供する手段がない場合を除き、実行プログラム形式でコンテンツを提供しないこと。

④電子証明書を用いた署名等、提供するウェブサイト又はアプリケーション・コンテンツの改ざん等がなく真正なものであることを確認できる手段がある場合には、それをウェブサイト又はアプリケーション・コンテンツの提供先に与えること。なお、電子証明書を用いた署名を用いるときに、政府認証基盤（ＧＰＫＩ）の利用が可能である場合は、政府認証基盤により発行された電子証明書を用いて署名を施すこと。

⑤提供するウェブサイト又はアプリケーション・コンテンツの利用時に、脆弱性が存在するバージョンのＯＳ、ソフトウェア等の利用を強制するなどの情報セキュリティ水準を低下させる設定変更をＯＳ、ソフトウェア等の利用者に要求することがないよう、ウェブサイト又はアプリケーション・コンテンツの提供方式を定めて開発すること。

⑥当省外へのアクセスを自動的に発生させる機能やサービス利用者その他の者に関する情報が本人の意思に反して第三者に提供されるなどの機能がウェブサイト又はアプリケーション・コンテンツに組み込まれることがないよう開発すること。ただし、必要があって当該機能をウェブサイト又はアプリケーション・コンテンツに組み込む場合は、当省外へのアクセスが情報セキュリティ上安全なものであることを確認した上で、他のウェブサイト等のサーバへ自動的にアクセスが発生すること、サービス利用者その他の者に関する情報が第三者に提供されること及びこれらを無効にする方法等が、サービス利用者において容易に確認ができるよう、担当職員が示すプライバシーポリシー等を当該ウェブサイト又はアプリケーション・コンテンツに掲載すること。

10. その他の事項

（1）著作権

① 本事業の納品物の著作権は、検収が完了した時点で当省に移転する。

② 受注者は、納品物の作成に当たり、第三者の著作権、工業所有権、ライセンス又はノウハウ（以下「著作権等」という。）を実施・使用するときは、その実施・使用に対する一切の責任を負う。また、受注者は、当省以外の組織において納品物を活用する場合に調整が必要となる著作権等を一覧にした「ライセンス等に関する報告書」を作成の上、提出する。

(2) 機密保持

① 機密保持

ア 当省が開示した情報、契約履行過程で生じた納品物（印刷した帳票を含む。）及び本事業の履行上知り得た一切の事項について、いかなる場合にもこれを当省が開示することを認めていない第三者に開示又は漏えいしてはならないものとし、そのために必要な措置を講じること。

なお、事業の実施上やむを得ず当省が提供した情報を第三者に開示する必要がある場合には、事前に当省と協議し了承を得ること。また、「機密保持体制表」を作成し、当省の了承を得ること。

上記の開示又は漏えい防止に関して当省の了承を得ることについては、本事業の契約期間終了後も同様とする。

イ 本事業の実施に当たって、受領、作成及び出力した一切の情報について、当省の許可なく事業実施場所から持ち出してはならない。

ウ 当省が提供する本事業に関連する文書等について、当省の了承を得た場所に保管し、原則として契約期間終了時までに返却又は裁断・溶解等の処分を行うこと。

エ 本事業の履行上発生したプログラム、データ及びその他納品物については、当省の許可なしに、事業実施場所から外部に持ち出しや、外部からアクセスできる状態に置いてはならない。

オ 当省以外の物品等を事業実施場所へ持ち込み、又は当省の物品を事業実施場所から持ち出す場合は、事前に当省の許可を得ること。

カ 電子媒体によって運用するプログラム、データ及び文書等に

ついては、ウィルスチェックを実施すること。

② 個人情報の保護

個人情報の取扱いに係る事項については、当省と協議の上決定し、書面で提出すること。また、個人情報の適正な取扱いを図るための責任者を選任し、併せて報告すること。

個人情報を複製する際には、事前に当省の許可を得ること。ただし、複製の範囲は必要最小限とし、複製が不要となり次第、その内容が絶対に復元することができないように破棄・消去を実施すること。

なお、受注者は廃棄作業が適切に行われたことを確認し、その保証をすること。

受注者が、個人情報の取扱いにおいて適正な取扱いをしなかった場合は、本事業の契約解除の措置を受けることがある。

受注者が、本事業を履行する上で個人情報の漏えい等、個人情報の秘密保持に反する行為及び安全確保の上で問題となる事案等を把握した場合には、直ちに当省に報告すること。

(3) 契約不適合

① 発注者は、請負業務が完了した後でも、その成果物もしくは役務行為の成果が種類、品質又は数量に関して本契約の内容に適合しない（以下「契約不適合」という。）ときは、受注者に対して相当の期間を定めて催告し、その契約不適合の履行の追完をさせることができる。

② 前項の規定により種類又は品質に関する契約不適合に関し履行の追完を請求するにはその契約不適合の事実を知った時から１年以内に受注者に通知することを要する。ただし、受注者が、本請負業務の成果物もしくは役務行為の成果を発注者に引き渡した時において、その契約不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

③ 受注者は、本請負業務の成果物もしくは役務の成果について、契約不適合のある場合、速やかに、履行を追完すること。

④　前項の規定により、追完を行うときには、不適合の原因と追完の方法、追完を行った場合の影響について当省に提示し、了承を得ること。

⑤　受注者は、当省が了承した計画にもとづいて、調査及び必要な修補又は履行の追完を実施するとともに設計書、マニュアル等の関連する納入成果物も併せて修正の上、提出すること。

⑥　受注者が第１項の期間内に履行の追完をしないときは、発注者は、受注者の負担にて第三者に履行の追完をさせ、又は契約不適合の程度に応じて受注者に対する対価の減額を請求することができる。ただし、履行の追完が不能であるとき、受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき、本契約の履行期限内に履行の追完がなされず本契約の目的を達することができないとき、そのほか発注者が第１項の催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるときは、発注者は、受注者に対し、第１項の催告をすることなく、発注者の負担において直ちに第三者に履行の追完をさせ、又は対価の減額を請求することができる。

(4) 引継ぎ

年間を通して、本システムを通じて切れ目のないサービスを提供するため、本事業の受注者は、令和 7 年度事業における受注者（受注予定者）に対して、目安として 2 週間～１か月の期間を設けて「3.2.1(1)システム稼働環境の整備と稼働」記載の他、必要な事項について引継ぎを行うこと。

(5) その他

本仕様書に関して疑義が生じたとき又は本仕様書に定めがなく、かつ契約書にも記載のない事項については、当省と協議の上、指示に従うものとする。

11. 主なスケジュール

スケジュールの立案については、目安は以下を参照し、各改修項目の本番

リリース予定について当省と調整を行うこと。

なお、令和6年度においては、6月以降の隔月での本番リリース（データの更新、システム改修の反映）を基本としつつ（初回リリースは6月予定）、データ入手時期の変更や改修項目のボリューム等に応じて、本番リリースを翌月に分割して実施することもできるものとする。本番リリースの回数とタイミングは、改修項目の工数や対応難易度により、当省と調整できるものとする。

12 月までにデータの更新を一通り終えることを基本とし、2 月及び 3 月のリリース内容については当省と調整の上、決定する。

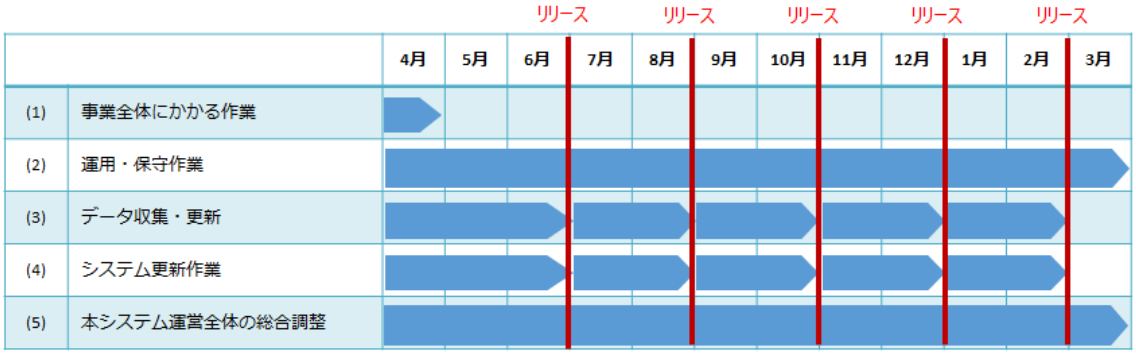

12. 事業実施期間（契約期間）

契約期間は契約締結日（令和6年4月1日予定）から令和7年3月31日までとする。

13. 納品物

13.1 納品物一覧

以下に定める納品物を指定する時期に納品すること。

(1) 事業報告書

納品媒体は、CD-R等の電子媒体（公表用2式）とし、PDF及び編集可能な電子ファイルとする。

本納品物は公表用となるため、セキュリティ等の観点から、当省と協議の上、非公開とするべき部分については、削除するなどの適切な処置を講ず

ること。また、オープンデータ（二次利用可能な状態）として公開されることを前提とし、当省以外の第三者の知的財産権が関与する内容を報告書に盛り込む場合は、①事前に当該権利保有者の了承を得、②報告書内に出典を明記し、③当該権利保有者に二次利用の了承を得ること。二次利用の了承を得ることが困難な場合等は、二次利用未承諾リスト（様式２）に当該箇所を記述し併せて提出すること。

令和７年３月３１日までに提出すること。

※調査報告書電子ファイルの具体的な作成方法の確認及び様式１・様式２のダウンロードは、次の URL から行うこと。

〈https://www.meti.go.jp/topic/data/e90622aj.html〉

(2)運用・保守実施計画書および運用・保守実施要領

- 契約締結日から 10 営業日以内に編集可能な電子ファイルにて提出すること（3.1 参照）。

(3)体制図

- 第一版を契約締結日から 10 営業日以内に編集可能な電子ファイルにて提出すること（3.1 参照）。本事業実施期間中に体制に変更が発生する場合は、体制図を修正し速やかに当省に提出し承諾を得ること。

(4)ユーザー利用情報月次報告書

RESASに関するユーザーの利用状況を報告書として当省に提出する。令和7年３月分の対象期間については当省と協議の上決定すること。調査で得られた元データ、調査報告書公表用書誌情報（様式1）及び二次利用未承諾リスト（様式2）を含めること（いずれも編集可能な電子ファイル形式とすること）。

運用状況月次報告書

- 運用状況（日次・月次・随時作業の状況）について、月次分を取りまとめたものを翌月 8 営業日までに編集可能な電子ファイル又は紙媒体にて提出すること。ただし、令和 7 年 3 月分については、令和 7 年 3 月 31 日までに提出すること。

Web アクセス月次報告書

- Web アクセス月次報告書は、PV 数集計月の翌月の 2 営業日以内に編集可能な電子ファイルをメール添付にて提出すること。ただし、令和7年3月分については、令和 7 年 3 月 31 日までに提出すること。

(5)地域経済分析システムデータセット（編集可能な電子ファイル）

以下を含むものとし、令和 7 年 3 月 31 日までに提出すること。ただし、個々のデータセットについては調査の進捗に合わせて都度、当省に提出すること。

- 公的データ及び加工を要する民間データの加工に利用したファイル、その使用法に関する解説書（編集可能な電子ファイル）
- 民間データの収集に際してデータホルダーと締結した購入契約書の他、関連する全ての書類（紙媒体又は PDF ファイル）
- データ仕様書（編集可能な電子ファイル）
- データ加工仕様書

(6)変更管理の取りまとめ報告書

- 令和 7 年 3 月 31 日までに編集可能な電子ファイルにて提出すること。

(7)システム変更・障害対応報告書

- 障害発生の都度、障害対応の状況について報告すること。

(8)第三者セキュリティ診断結果及び対策結果に関する報告書

- 契約後 8 か月以内を目途に編集可能な電子ファイルにて提出し、令和 7 年 3 月 1 日までに指摘事項に対する対応を完了させること。

(9)システム開発ドキュメント

令和 7 年 3 月 31 日までに編集可能な電子ファイルにて提出すること。また、変更が生じた場合は、提出期限を当省と相談の上、最新版を提出すること。

- システム方式設計書
  - システム構成図
  - サーバ機能仕様一覧
  - ネットワーク概要図

- システム運用設計書
  - 監視項目一覧
  - セキュリティ施策一覧
  - バックアップ設計書
- システム設計書
  - 基本設計書、詳細設計書
  - 開発画面一覧表
  - 画面遷移図
  - 画面項目定義書
  - テーブル定義書
  - ソースコード
  - 各テスト実施計画書、項目書及びテスト実施結果
- ライセンス等に関する報告書

(10) 「3.2.4(5)定例会議の開催」に定める議事録

- 会議実施の翌日から起算して２営業日以内に、編集可能な電子ファイルにて提出すること。
- 令和 7 年 3 月 31 日までに PDF 及び編集可能な電子ファイルにて提出すること。

(11)情報資産管理標準シート

- 令和 7 年 3 月 31 日までに PDF 及び編集可能な電子ファイルにて提出すること。

① 受注者は、デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン「別紙２　情報システムの経費区分」に基づき区分等した契約金額の内訳を契約締結後速やかに提出すること。

② 受注者は、情報資産管理標準シート改定版を、デジタル庁より作業依頼のある時期（原則毎年度末）に、提出すること。

※納品物については、他の納品物と同一の媒体に格納の上、納入して差し支えない。

13.2 納品場所

〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1

経済産業省地域経済産業グループ地域経済産業調査室

13.3 知的財産権の帰属

ア．本業務における成果物の原著作権及び二次的著作物の著作権（著作権法第21条から第 28条に定める全ての権利を含む。）は、請負者が本事業の実施の従前から権利を保有していた等の明確な理由によりあらかじめ権利譲渡不可能と示されたもの以外は、全て主管課に帰属するものとする。

イ．主管課は、成果物について、第三者に権利が帰属する場合を除き、自由に複製し、改変等し、及びそれらの利用を第三者に許諾することができるとともに、任意に開示できるものとする。

ウ．また、受注者は、成果物について、自由に複製し、改変等し、及びこれらの利用を第三者に許諾すること（ 以下「複製等」という。） ができるものとする。

ただし、成果物に第三者の権利が帰属するときや、複製等により主管課がその業務を遂行する上で支障が生じるおそれがある旨を契約締結時までに通知したときは、この限りでないものとし、この場合には、複製等ができる範囲やその方法等について協議するものとする。

エ．納品される成果物に第三者が権利を有する著作物（以下「既存著作物等」という。）が含まれる場合には、受注者は、当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続を行うこと。この場合、本業務の受注者は、当該既存著作物の内容について事前に主管課の承認を得ることとし、主管課は、既存著作物等について当該許諾条件の範囲で使用するものとする。

なお、本仕様に基づく作業に関し、第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争の原因が専ら主管課の責めに帰す場合を除き、受注者の責任及び負担において一切を処理すること。この場合、主管課は係る紛争等の事実を知ったときは、受注者に通知し、必要な範囲で訴訟上の防衛を受注者に委ねる等の協力措置を講じるものとする。

オ．本件に関する権利（著作権法第21条から第28条に定める全ての権利を含む。）及び成果物の所有権は、主管課から受注者に対価が完済されたとき受注者から主管課に移転するものとする。

カ．受注者は主管課に対し、一切の著作者人格権を行使しないものとし、また、第三者をして行使させないものとする。

キ．受注者は使用する画像、デザイン、表現等に関して他者の著作権を侵害する行為に十分配慮し、これを行わないこと。

14.入札参加資格に関する事項

（１）競争参加資格

ア．予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

イ．令和4・5・6年度の競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等」の「A」、「B」、「C」又は「D」の等級に格付けされ、競争参加資格を有する者であること。

ウ．各省各庁から指名停止又は一般競争入札資格停止若しくは営業停止を受けていない者であること。

エ．入札に参加を希望する者は、本調達の仕様を理解するため、各種資料等を閲覧しなければならない。資料の閲覧に係る手続き等については、機密情報閲覧に関する誓約書を提出すること。

（２）公的な資格や認証等の取得

ア．応札者は、品質マネジメントシステムに係る以下のいずれかの条件を満たすこと。

(ア)品質マネジメントシステムの規格である「JIS Q 9001」又は「ISO9001」（登録活動範囲が情報処理に関するものであること。）の認定を、業務を遂行する組織が有していること。

(イ)上記と同等の品質管理手順及び体制が明確化された品質マネジメントシステムを有している事業者であること（管理体制、品質マネジメントシステム運営規程、品質管理手順規定等を提示すること。）。

イ．応札者は、情報セキュリティに係る以下のいずれかの条件を満たすこと。

(ア)情報セキュリティ実施基準である「JIS Q 27001」、「ISO/IEC27001」又は「ISMS」の認証を有していること。

(イ) JIS Q 15001に適合した個人情報保護マネジメントシステムを有することについて、第三者の制度による認証を受けていること 。

(ウ)個人情報を扱うシステムのセキュリティ体制が適切であることを第三者機関に認定された事業者であること。

（3）受注実績

応札者は、以下の実績を有すること。

ア．過去5年以内に、本業務と同種の業務、あるいは類似業務について、直接、請負、実施した実績。

イ．同規模（利用者数約7,000人以上）及びそれ以上の政府情報システムにおける運用・保守実績。

（4）複数事業者による共同入札

ア．複数の事業者が共同入札する場合、その中から全体の意思決定、運営管理等に責任を持つ共同入札の代表者を定めるとともに、本代表者が本調達に対する入札を行うこと。

イ．共同入札を構成する事業者間においては、その結成、運営等について協定を締結し、業務の遂行に当たっては、代表者を中心に、各事業者が協力して行うこと。事業者間の調整事項、トラブル等の発生に際しては、その当事者となる当該事業者間で解決すること。また、解散後の瑕疵担保責任に関しても協定の内容に含めること。

ウ．共同入札を構成する全ての事業者は、本入札への単独提案又は他の共同入札への参加を行っていないこと。

エ．共同入札を構成する全ての事業者は、公的な資格や認証等の取得を除く全ての応札条件を満たすこと。

（5）入札制限

本調達仕様書の作成に直接関与した関係者が、 その現に属する又は過去２年間に属していた事業者及びこの事業者の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）第 8 条に規定する親会社及び子会社、同一の親会社を持つ会社並びに請負先等緊密な利害関係を有する事業者は、本件に係る業務に関して入

札に参加できないものとする。

15. 入札に係る資料の閲覧について

入札予定者は、当省の立ち合いの下、以下の資料を閲覧し、作業内容、作業ボリューム等について十分に理解した上で入札に参加することが望ましい。

資料を閲覧する場合、資料に記載のあるすべての事項について秘密を保持する旨の誓約書を提出の上、閲覧すること。

（閲覧可能資料（令和 4 年度事業における資料又は最新のもの））

- プロジェクト計画書
- システム設計書
- システム構成図
- 開発画面一覧
- ソースコード
- マニュアル
- サーバ環境概要
- システム運用・保守契約書
- 運用状況月次報告書
- データ加工仕様書

16.不開示情報の取扱いについて

１．情報管理体制

①受注者は本事業で知り得た情報を適切に管理するため、次の履行体制を確保し、発注者に対し「情報セキュリティを確保するための体制を定めた書面（情報管理体制図）」及び「情報取扱者名簿」（氏名、個人住所、生年月日、所属部署、役職等が記載されたもの）別添 2 を契約前に提出し、担当課室の同意を得ること（住所、生年月日については、必ずしも契約前に提出することを要しないが、その場合であっても担当課室から求められた場合は速やかに提出すること。）。なお、情報取扱者名簿は、業務の遂行のため最低限必要な範囲で情報取扱者を掲載すること。

（確保すべき履行体制）

契約を履行する一環として契約相手方が収集、整理、作成等した一切の情報が、経済産業省が保護を要さないと確認するまでは、情報取扱者名簿に記載のある者以外に伝達又は漏えいされないことを保証する履行体制を有していること。

②本事業で知り得た一切の情報について、情報取扱者以外の者に開示又は漏えいしてはならないものとする。ただし、担当課室の承認を得た場合は、この限りではない。

③①の情報セキュリティを確保するための体制を定めた書面又は情報取扱者名簿に変更がある場合は、予め担当課室へ届出を行い、同意を得なければならない。

２．履行完了後の情報の取扱い

国から提供した資料又は国が指定した資料の取扱い（返却・削除等）については、担当職員の指示に従うこと。

（別添１）

令和　　年　　月　　日

経済産業省○○○課長　殿

住　　所
名　　称
代 表 者 氏 名

情報セキュリティに関する事項の遵守の方法の実施状況報告書

情報セキュリティに関する事項１）の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

１．契約件名等

契約締結日	
契約件名	

２．報告事項

項目	確認事項	実施状況
情報セキュリティに関する事項２）	本業務に使用するソフトウェア、電子計算機等に係る脆弱性対策、不正プログラム対策、サービス不能攻撃対策、標的型攻撃対策、アクセス制御対策、情報漏えい対策を講じるとともに、契約期間中にこれらの対策に関する情報セキュリティ教育を本業務にかかわる従事者に対し実施する。	
情報セキュリティに関する事項３）	本業務遂行中に得た本業務に関する情報（紙媒体及び電子媒体であってこれらの複製を含む。）の取扱いには十分注意を払い、経済産業省内に複製が可能な電子計算機等の機器を持ち込んで作業を行う必要がある場合には、事前に経済産業省の担当職員（以下「担当職員」という。）の許可を得る。 なお、この場合であっても、担当職員の許可なく複製しない。また、作業終了後には、持ち込んだ機器から情報が消去されていることを担当職員が確認できる方法で証明する。	
情報セキュリティに関する事項４）	本業務遂行中に得た本業務に関する情報（紙媒体及び電子媒体）について、担当職員の許可なく経済産業省外で複製しない。また、作業終了後には、複製した情報が電子計算機等から消去されていることを担当職員が確認できる方法で証明する。	
情報セキュリティに関する事項５）	本業務を終了又は契約解除する場合には、受注者において本業務遂行中に得た本業務に関する情報（紙媒体及び電子媒体であってこれらの複製を含む。）を速やかに担当職員に返却し、又は廃棄し、若しくは消去する。その際、担当職員の確認を必ず受ける。	
情報セキュリティに関する事項６）	契約期間中及び契約終了後においても、本業務に関して知り得た経済産業省の業務上の内容について、他に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。 なお、経済産業省の業務上の内容を外部に提供する必要が生じた場合は、提供先で当該情報が適切に取り扱われないおそれがあることに留意し、提供の可否を十分に検討した上で、担当職員の承認を得るとともに、取扱上の注意点を示して提供する。	
情報セキュリティに関する事項７）	本業務の遂行において、情報セキュリティが侵害され、又はそのおそれがある場合の対処方法について担当職員に提示する。また、情報セキュリティが侵害され、又はそのおそれがあることを認知した場合には、速やかに担当職員に報告を	

	行い、原因究明及びその対処等について担当職員と協議の上、その指示に従う。	
情報セキュリティに関する事項８）	本業務全体における情報セキュリティの確保のため、「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準」（令和３年度版）、「経済産業省情報セキュリティ管理規程」（平成１８・０３・２２シ第１号）及び「経済産業省情報セキュリティ対策基準」（平成１８･０３･２４シ第１号）（以下「規程等」と総称する。）に基づく情報セキュリティ対策を講じる。	
情報セキュリティに関する事項９）	経済産業省又は内閣官房内閣サイバーセキュリティセンターが必要に応じて実施する情報セキュリティ監査、マネジメント監査又はペネトレーションテストを受け入れるとともに、指摘事項への対応を行う。	
情報セキュリティに関する事項１０）	本業務に従事する者を限定する。また、受注者の資本関係・役員の情報、本業務の実施場所、本業務の全ての従事者の所属、専門性（情報セキュリティに係る資格・研修実績等）、実績及び国籍に関する情報を担当職員に提示する。なお、本業務の実施期間中に従事者を変更等する場合には、事前にこれらの情報を担当職員に再提示する。	
情報セキュリティに関する事項１１）	本業務の一部を再委託する場合には、再委託することにより生ずる脅威に対して情報セキュリティに関する事項１）から１０）まで及び１２）から１８）までの規定に基づく情報セキュリティ対策が十分に確保される措置を講じる。	
情報セキュリティに関する事項１２）	外部公開ウェブサイト（以下「ウェブサイト」という。）を構築又は運用するプラットフォームとして、受注者が管理責任を有するサーバ等を利用する場合には、当該ウェブサイト又は当該サーバ等で利用するＯＳ、ミドルウェア等のソフトウェアの脆弱性情報を収集し、セキュリティ修正プログラムが提供されている場合には業務影響に配慮しつつ、速やかに適用を実施する。また、ウェブサイト構築時においてはサービス開始前に、運用中においては年１回以上、ポートスキャン、脆弱性検査を含むプラットフォーム診断を実施し、脆弱性を検出した場合には必要な対策を実施する。	
情報セキュリティに関する事項１３）	本業務の実施に当たって、ウェブサイトを構築又は運用する場合には、インターネットを介して通信する情報の盗聴及び改ざんの防止並びに正当なウェブサーバであることを利用者が確認できるようにするため、TLS(SSL)暗号化の実施等によりウェブサイトの暗号化の対策等を講じる。 なお、必要となるサーバ証明書には、利用者が事前のルート証明書のインストールを必要とすることなく、その正当性を検証できる認証局（証明書発行機関）により発行された電子証明書を用いる。	
情報セキュリティに関する事項１４）	ウェブサイトの構築又は改修を行う場合には、独立行政法人情報処理推進機構が公開する最新の「安全なウェブサイトの作り方」（以下「作り方」という。）に従う。また、ウェブサイトの構築又は改修時においてはサービス開始前に、運用中においてはウェブアプリケーションへ修正を加えた場合や新たな脅威が確認された場合に、「作り方」に記載されている脆弱性の検査等（ウェブアプリケーション診断）を実施し、脆弱性を検出した場合には必要な対策を実施する。併せて、「作り方」のチェックリストに従い対応状況を確認し、その結果を記入したチェックリストを担当職員に提出する。 なお、チェックリストの結果に基づき、担当職員から指示があった場合には、その指示に従う。	
情報セキュリティに関する事項１５）	ウェブサイト又は電子メール送受信機能を含むシステムを構築又は運用する場合には、政府機関のドメインであることが保証されるドメイン名「．ｇｏ．ｊｐ」を使用する。	
情報セキュリティに関する事項１６）	情報システム（ウェブサイトを含む。以下同じ。）の設計、構築、運用、保守、廃棄等（電子計算機、電子計算機が組み込まれた機器、通信回線装置、電磁的記録媒体等のハードウェア又はソフトウェア（以下「機器等」という。）の調達を含む場合には、その製造工程を含む。）を行う場合には、以下を実施する。 （１）各工程において、当省の意図しない変更や機密情報の窃取等が行われないことを保証する管理が、一貫した品質保証体制の下でなされていること。また、具体的な管理手順や品質保証体制を証明する書類等を提出すること。	

	（２）情報システムや機器等に意図しない変更が行われる等の不正が見つかったときに、追跡調査や立入検査等、当省と連携して原因を調査し、排除するための手順及び体制を整備していること。これらが妥当であることを証明するため書類を提出すること。 （３）不正プログラム対策ソフトウェア等の導入に当たり、既知及び未知の不正プログラムの検知及びその実行の防止の機能を有するソフトウェアを導入すること。 （４）情報セキュリティ対策による情報システムの変更内容について、担当職員に速やかに報告すること。また、情報システムが構築段階から運用保守段階へ移行する際等、他の事業者へ引き継がれる項目に、情報セキュリティ対策に必要な内容を含めること。 （５）サポート期限が切れた、又は本業務の期間中にサポート期限が切れる予定がある等、サポートが受けられないソフトウェアの利用を行わないこと、及びその利用を前提としないこと。また、ソフトウェアの名称・バージョン・導入箇所等を管理台帳で管理することに加え、サポート期限に関するものを含むソフトウェアの脆弱性情報を収集し、担当職員に情報提供するとともに、情報を入手した場合には脆弱性対策計画を作成し、担当職員の確認を得た上で対策を講ずること。 （６）電子メール送受信機能を含む場合には、SPF（Sender Policy Framework）等のなりすましの防止策を講ずるとともに SMTP によるサーバ間通信の TLS（SSL）化や S/MIME 等の電子メールにおける暗号化及び電子署名等により保護すること。	
情報セキュリティに関する事項１７）	本業務を実施するに当たり、民間事業者等が不特定多数の利用者に対して提供する、画一的な約款や規約等への同意のみで利用可能となる外部サービス（ソーシャルメディアサービスを含む）を利用する場合には、これらのサービスで要機密情報を扱ってはならず、「情報セキュリティに関する事項８）」に定める不正アクセス対策を実施するなど規程等を遵守すること。なお、受注業務を実施するに当たり、クラウドサービスを調達する際は、「政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ＩＳＭＡＰ）」において登録されたサービスから調達することを原則とすること。	
情報セキュリティに関する事項１８）	ウェブサイトの構築又はアプリケーション・コンテンツ（アプリケーションプログラム、ウェブコンテンツ等の総称をいう。以下同じ。）の開発・作成を行う場合には、利用者の情報セキュリティ水準の低下を招かぬよう、以下の内容も含めて行う。 （１）提供するウェブサイト又はアプリケーション・コンテンツが不正プログラムを含まないこと。また、そのために以下を含む対策を行うこと。 ①ウェブサイト又はアプリケーション・コンテンツを提供する前に、不正プログラム対策ソフトウェアを用いてスキャンを行い、不正プログラムが含まれていないことを確認すること。 ②アプリケーションプログラムを提供する場合には、当該アプリケーションの仕様に反するプログラムコードが含まれていないことを確認すること。 ③提供するウェブサイト又はアプリケーション・コンテンツにおいて、当省外のウェブサイト等のサーバへ自動的にアクセスが発生する機能が仕様に反して組み込まれていないことを、ＨＴＭＬソースを表示させるなどして確認すること。 （２）提供するウェブサイト又はアプリケーションが脆弱性を含まないこと。 （３）実行プログラムの形式以外にコンテンツを提供する手段がない場合を除き、実行プログラム形式でコンテンツを提供しないこと。 （４）電子証明書を用いた署名等、提供するウェブサイト又はアプリケーション・コンテンツの改ざん等がなく真正なものであることを確認できる手段がある場合には、それをウェブサイト又はアプリケーション・コンテンツの提供先に与えること。なお、電子証明書を用いた署名を用いるときに、政府認証基盤（ＧＰＫＩ）の利用が可能である場合は、政府認証基盤によ	

	り発行された電子証明書を用いて署名を施すこと。 （５）提供するウェブサイト又はアプリケーション・コンテンツの利用時に、脆弱性が存在するバージョンのＯＳ、ソフトウェア等の利用を強制するなどの情報セキュリティ水準を低下させる設定変更をＯＳ、ソフトウェア等の利用者に要求することがないよう、ウェブサイト又はアプリケーション・コンテンツの提供方式を定めて開発すること。 （６）当省外へのアクセスを自動的に発生させる機能やサービス利用者その他の者に関する情報が本人の意思に反して第三者に提供されるなどの機能がウェブサイト又はアプリケーション・コンテンツに組み込まれることがないよう開発すること。ただし、必要があって当該機能をウェブサイト又はアプリケーション・コンテンツに組み込む場合は、当省外へのアクセスが情報セキュリティ上安全なものであることを確認した上で、他のウェブサイト等のサーバへ自動的にアクセスが発生すること、サービス利用者その他の者に関する情報が第三者に提供されること及びこれらを無効にする方法等が、サービス利用者において容易に確認ができるよう、担当職員が示すプライバシーポリシー等を当該ウェブサイト又はアプリケーション・コンテンツに掲載すること。	

記載要領

１．「実施状況」は、情報セキュリティに関する事項２）から１８）までに規定した事項について、情報セキュリティに関する事項１）に基づき提出した確認書類で示された遵守の方法の実施状況をチェックするものであり、「実施」、「未実施」又は「該当なし」のいずれか一つを記載すること。「未実施」又は「該当なし」と記載した項目については、別葉にて理由も報告すること。

２．上記に記載のない項目を追加することは妨げないが、事前に経済産業省と相談すること。

（この報告書の提出時期：定期的（契約期間における半期を目処（複数年の契約においては年１回以上））。）

（別添２）

情報取扱者名簿及び情報管理体制図

①情報取扱者名簿

		氏名	個人住所	生年月日	所属部署	役職	パスポート番号及び国籍（※４）
情報管理責任者（※１）	A						
情報取扱管理者（※２）	B						
	C						
業務従事者（※３）	D						
	E						
下請負先	F						

（※１）受注事業者としての情報取扱の全ての責任を有する者。必ず明記すること。

（※２）本事業の遂行にあたって主に保護すべき情報を取り扱う者ではないが、本事業の進捗状況などの管理を行うもので、保護すべき情報を取り扱う可能性のある者。

（※３）本事業の遂行にあたって保護すべき情報を取り扱う可能性のある者。

（※４）日本国籍を有する者及び法務大臣から永住の許可を受けた者（入管特例法の「特別永住者」を除く。）以外の者は、パスポート番号等及び国籍を記載。

（※５）住所、生年月日については、必ずしも契約前に提出することを要しないが、その場合であっても担当課室から求められた場合は速やかに提出すること。

②情報管理体制図

（例）

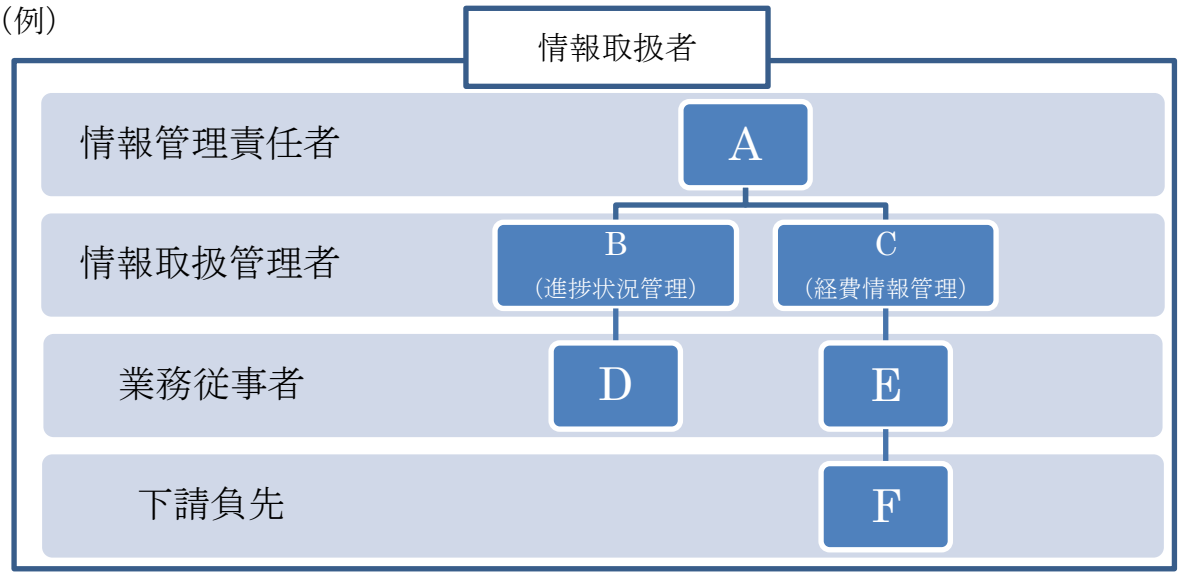

【情報管理体制図に記載すべき事項】
・本事業の遂行にあたって保護すべき情報を取り扱う全ての者。（下請負先も含む。）
・本事業の遂行のため最低限必要な範囲で情報取扱者を設定し記載すること。